

平成23年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年3月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 涉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
12番 岩本 雅雄	13番 稲井 隆伸
14番 池光 正男	15番 出口 治男
16番 香西 和好	17番 原田 定信
18番 三浦 三一	19番 稲岡 正一
20番 吉川 精二	

欠席議員（1名）

11番 阿部 雅志

会議録署名議員

6番 笠井 高章 7番 松永 涉

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

副市長 三宅 祥寿	教育長 板野 正
総務部長 藤井 正助	市民部長 遠度 重雄
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
教育次長 森口 純司	総務部次長 井内 俊助
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 渋谷 一二
産業経済部次長 林 正二	建設部次長 西村 賢司
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 出口 正春
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 町田 寿人	水道課長 森本 浩幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

追加日程第1 議案第3号から議案第68号まで

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（岩本雅雄君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

ただいま執行部から、本日、市長はやむを得ない事情のため欠席いたしますとの報告、連絡がありましたので、ご報告いたします。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（岩本雅雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、2番藤川豊治君の一般質問を許可いたします。

藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） おはようございます。

2番、藤川です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、この場をおかりいたしまして、先月2月8日阿波町西ノ岡柏谷左右に山火事が発生しました。市長を初め、消防団の皆様、各関係者に大変なご迷惑と大変なお世話になりました。おかげさまで早く鎮火し終わることができました。西ノ岡地区を代表いたしまして、ここに改めてお礼を申し上げます。

私で本日6番目の質問になります。重複する項目はありますが、あえて質問を行います。1つ目、2011年度当初予算について、2番目、西長峰工業団地の地元雇用について、3番目、土地改良区の用水について、3項目について質問を行います。

市長が就任して約半分、2年になろうとしていますが、今年度の野崎カラー予算はどこにあるのか。2009年4月19日、私は補欠選挙で、市長は4月19日一緒に当選いたしました。そのときのスローガンに、市民とともに歩む、公正、公平、クリーンな市政を掲げ、7つの公約、1番目、農業立市を目指し、実り豊かなまちづくり、2番目、商工業と観光の振興、3番目、子育て支援、4番目、教育環境の充実、5番目、地域福祉の充実、6番目、道路網の整備、7番目、美しい環境のまちづくりの公約を掲げていました。

2009年の当初予算は、小笠原前市長の予算を踏襲したものです。2010年の当初予

算は、庁舎の位置を発表し、新規事業に目をみはるものはありませんでした。今年度は、当初予算は前年度比1.1%の174億1,800万円で、その中身は土柱休養村温泉整備事業8,362万円、新庁舎建設事業の基本設計、土質調査などに6,649万円を計上していますが、この2年前の選挙時の公約の野崎カラーは一向に見えませんが、一体どこにあり、いつその野崎カラー予算を示すのか。昨日、市長は今まではソフト面が前面に出ていたと述べていましたが、この2年間の市長の実績は何なのかをお示しいただきたい。

2番目、庁舎建設、交流拠点施設、給食センターが予定されているが、その財源は昨日から、吉田議員、松永議員、原田議員の代表質問の中で、市側からその各施設の財源が詳しく説明されていますが、ここに改めて丁寧に説明願いたい。理由は、多くの市民の方から私どもに、次から次、どんどん建設が発表されているが、また借金するのか、市民に負担増になるのではないかという素朴な疑問、心配が出されていますので、改めて説明をお願いしたい。

以上、2項目の質問に答弁をお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） おはようございます。

藤川議員の2011年度当初予算について、まず最初に野崎カラーの予算は何か、また2年間の成果はということについて、まず最初に答弁させていただきます。

まず、阿波市の2011年度、平成23年度の一般会計当初予算案について説明させていただきます。

野崎市長が就任して2年目になりますが、野崎カラーの予算は何かまた2年間の成果は、という質問でございますので、阿波市の当初予算編成から説明させていただきます。阿波市の当初予算での対応でございますけれども、平成23年度予算編成に当たりましては、まず昨年11月に予算編成方針を各部局に通知し、説明会を開催いたしました。説明会では、政府が掲げた政権公約に係る事業の制度設計や新成長戦略に盛り込まれた地域の景気、地域活性化対策等の重点施策も視野に入れた予算編成、それから本市の財政状況、今後の地域主権に対する基礎自治体としての対応の説明とあわせて、市長の予算編成に対する思いを伝えてまいりました。

具体的には、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる地域主権社会の実現をするために、職員もみずから考えて施策を研究、検討し、予算要求をする

ということ。また、その実現のために、市民のニーズに真摯に向き合い、市民とともに、地域の資源、特性を十分活用し、経済を活性化しなければならないこと、また現状を把握することにより、慣例や過去にとらわれることのない将来を見据えた新たな事務事業の企画を行うことなどの指示が市長からございました。

また、本市の平成23年度予算案につきましては、昨年策定しました第2次阿波市行財政改革大綱及び第2次阿波市集中改革プランを基本として、昨年度に引き続き行財政改革に取り組むとともに、積極的な未来への投資、歳出構造の改革などを十分意識し、各分野での戦略に沿った集中と選択を一層図ることといたしました。平成23年度阿波市の一般会計当初予算額は、議員おっしゃるとおり、174億1,800万円でございます。対前年比で1億8,300万円の増加、率にして1.1%の増加でございます。

続いて、市長の市政に対する基本理念であります、市民とともに人が輝く実り豊かなまちづくりの基本目標について説明いたします。

市長の重点事業でございます、まず農業立市を目指し、実り豊かなまちづくりでは、今年度策定している阿波市農業振興計画の3つの重点プロジェクトである阿波市ブランド推進プロジェクト、地産地消促進プロジェクト及び集落営農組織推進プロジェクトの実現に向けたさまざまな事業を推進し、阿波市の主要産業である農業の持続的発展を図るため、活力ある阿波市農業振興事業に2,459万5,000円を計上しております。

次に、商工業と観光の振興についてであります。今年度設立準備し、阿波市における観光事業の振興を図る観点から、観光地の紹介、特産品のPR及び各種イベント等を実施し、観光資源を掘り起こし、農業分野とも連携を図り、観光客の誘致並びに市外に向けての阿波市の観光情報発信を行うため、阿波市観光協会設立事業に1,266万5,000円を予算計上しております。

次に、教育環境の充実についてですが、市内の小・中学校における耐震補強の一層の推進を図るため、学校施設等耐震化計画を策定しまして、平成26年度末に耐震化率100%を目指しております。昨年11月に成立した国の補正予算第1号に係る交付金を有効活用しまして、繰越事業も含め、平成23年度には実施設計を含め、6校の耐震補強工事、6億7,133万3,000円を実施する予定でございます。その内訳としまして、平成23年度は、大俣小学校、阿波中学校の耐震補強実施設計業務で2,911万4,000円、平成22年度からの繰越事業でございます一条小学校、柿原小学校、林小学校、久勝小学校耐震補強工事の事業費が6億4,221万9,000円、また現在の学校給食

施設の現状を踏まえまして、給食施設の統合事業に着手するため、事業認定委託料等 7 6 7 万 3, 0 0 0 円を予算計上しております。

続いて、福祉の充実についてでございます。

核家族、高齢化社会に伴うひとり暮らしの高齢者世帯の増加とともに、高齢者の孤立化が課題となっております。現在、市内の福祉が抱えている現状を把握して、今後地域に即した対策事業を講じていくための基本となる地域福祉計画策定事業費に 4 5 4 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

次に、子育て支援事業につきましては、多様化する保育ニーズに対応するため、地域の人材を活用し、今年度準備したファミリー・サポート・センターの運営事業を実施し、地域における子育て支援及び仕事と育児の両立等のための環境整備を図る事業費として 5 0 0 万円予算計上しております。

また、継続事業としまして、庁舎建設事業としまして、新庁舎基本実施設計委託業務等 6, 6 4 0 万円計上しております。次に、合併特例債を有効活用した市道を含むインフラ整備事業に 2 億 5, 3 5 1 万 7, 0 0 0 円計上しております。次に、ふるさと緊急対策事業については、県補助金を活用して事業内容を拡大し、市内の雇用、就業機会の創出や積極的な雇用を図るために、6, 9 3 3 万 2, 0 0 0 円を予算を計上しております。

以上、概要を説明させていただきましたが、財政状況にも配慮しながら、新年度においても、市民とともに歩むまちづくりを基本理念としまして、特に昨今の市内の経済情勢に配慮した切れ目のない公共事業の予算配分を行ってございまして、平成 2 3 年度では、市単独の普通建設事業費については減額をして、対前年比で減額はしておりません。

最後に、市長の 2 年間の成果についてでございますけれども、1 点目として、第 1 次阿波市総合計画に掲げる阿波市の将来像「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間阿波市」の実現に向け、基本目標ごとに、より具体的な計画づくりを実施いたしました。具体的には、平成 2 2 年度は地域公共交通連携計画、次に健康増進計画及び食育推進計画、3 点目として、橋梁長寿命化修繕計画、4 点目として、農業振興計画、5 点目として、市営住宅ストック総合活用計画、次に第 1 次教育振興計画等々を策定しております。また、平成 2 3 年度には、第 1 次阿波市総合計画の後期基本計画、国土利用計画及びひとり暮らしの高齢者対策を盛り込んだ地域福祉計画等の策定を予定しております。こうした各部門ごとのより具体的な実施計画を策定し、計画的に事業を推進していくことが懸案事項の解決はもとより、実行力を伴った市政運営の基本となるものと考えております。

2点目として、行財政改革大綱及び集中改革プランを着実に推進し、財政の健全化をより高めるとともに、市場中学校等の学校耐震化事業のスピードアップや道路等の社会資本整備について、可能な限り、市民の声に耳を傾けながら、緊急度の高いものから順に予算化を行い着実に事業を推進してまいりました。

3点目として、合併後懸案事項であった庁舎問題や学校給食の統合等、ハード事業の着手について、市民、議員の皆様方、職員等の協働によりまして、執行できる道筋が立ったと思っております。今後とも、ご理解、ご協力をよろしく願いまして1点目の答弁とさせていただきます。

次に、2点目の新庁舎、交流拠点施設、給食センター建設が予定されるが、その財源の裏づけはということでございます。

先月23日の全員協議会におきまして説明させていただきましたが、新庁舎、交流拠点施設、給食センター建設、これらのハード事業の財源として合併特例債が中心になってまいります。松永議員の代表質問にも答弁させていただきましたけども、合併特例債は合併市町村に係るさまざまな財政支援措置の中でも、普通交付税の合併算定がえと並んで、大きなスケールメリットのある財源であります。阿波市が、市町村建設計画に基づいて行う事業のうち、合併後10年間に限り、合併後の市内の公共的施設の整備事業などを総合的かつ効果的に推進するため、合併特例法の規定に基づき算出した標準全体事業費、阿波市の場合は約234億円でございます、うち社会資本の整備が209億円、合併後の市の振興のための基金造成が25億円に対して、充当率95%で、起債可能額は222億円の範囲内で起こすことができる地方債でございます。また、ご存じのとおり、再三申し上げておりますけども、後年度においてその元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される大変有利な地方債でございます。阿波市の平成17年度から平成22年度、これはあくまで見込みですけども、22年度については見込みでございます、までの合併特例債の活用見込み額は58億5,020万円であります。それで、例えば庁舎、交流拠点施設、給食センター建設に合併特例債を50億円発行したと想定します。借入条件は、償還年限が20年、うち据置期間が3年でございます、年利率1.5%で計算しました、これにつきましては現在1.2%ぐらいで推移しておりますので、少し0.3%高目に設定しております、念のため。この条件で算定してみますと、利息分含めて20年間で58億6,953万4,000円の償還が発生しますが、償還年度に元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額で措置されますので、20年間で41億867万4,000円

の地方交付税での財政措置があります。それを差し引けば、阿波市の実質負担額は、20年間で、約17億6,086万円でございまして、単年度で加重平均すれば8,804万3,000円が実質、市の負担額となってまいります。それを財政健全化法に係る指標でございます実質公債費比率、21年度これは10.7%でございますが、これに加算しますと、約0.9%の増加要因となります。ただ、減少要因として、本市は現在農林水産業関係で、土地改良区の償還助成金と国営吉野川北岸地区総合かんがい排水事業負担金に年間毎年約2億円の一般財源を投入しております。しかし、吉野川北岸地区総合かんがい排水事業負担金も平成26年度で完済し、土地改良区の償還助成金も減少してまいります。松永議員の代表質問にも答弁させていただきましたけども、合併特例債以外に総務省所管の国庫補助金を1億3,500万円、徳島県の県補助金を3億3,800万円、合わせて4億7,300万円活用する予定でございます。あわせて、再三申し上げております市庁舎建設基金、教育施設整備基金などの特定目的基金を事業開始までに計画的に積み立て、有効活用することによりまして、合併特例債及び事業施工年度の一般財源をできる限り圧縮しまして、後年度に負担を残さない計画を立てております。

このような計画的、効率的な財源を有効活用することによりまして、現在、県下8市中でも、あらゆる角度から財政状況を検証、分析しても、阿南市に次いで健全な財政状況は維持できるものと見込んでおります。議員各位のご理解、ご協力をよろしく願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今、藤井総務部長から、市長のカラー、2年間の成果と庁舎建設、交流拠点施設、給食センターの財源の根拠、返済方法等について、説明を詳しく、きのうから説明を何回もしていただいているんですが、これは市民は市営テレビもぜひ流してほしい、ぜひ流しますけど、やっぱり文章にも残してほしい、毎回聞かれるんです、財源どこにあるんとか、借金でないかというので、何度も聞かれるんです。これは、国も借金だらけで、市民の暮らしは毎年厳しくなって、所得も減っておる状況の中で、何十億円という事業予算は市民から見ると途方もない金額なので、丁寧に詳しく責任説明があると考えて、あえて質問をいたしましたので、これを広報とか文章に市民の疑問に答えると、庁舎建設はこれぐらい要ります、給食センターはこれぐらい要ります、返済方法はこれですという、市民の心配をぜひとも解消してほしい、またそれはする説明義務があると思いま

すので、ぜひとも文章で、広報で全戸に、きょう説明していただいたものをぜひとも文章で配って、広報などでやっていただきたいと考えます。なぜ、こういうことを言うかと言うと、去年の市会議員選挙の前にも、2月16日も庁舎は必要ない、無駄であるという署名が3,120人、昨年11月に起こりました庁舎の位置に関してから阿波町ではリコール解職運動で、阿波町に来たら庁舎は要りませんという宣伝カーが走っただけです。ほうという言葉でなかったら受けないという、市民受けを受けないという、無駄な庁舎は要らないという宣伝カーが走ったのが現実で、ぜひとも文章とか広報できのうから何回も詳しく説明したのを、テレビちゅうんは見えてなかったら終わりですので、やっぱり文章であれば、何日に広報に載ったというのを再度見たら、市民もなるほどなというのを説明するので、きのうから重複の分をあえて部長に何回も説明いただきましたので、ひとつよろしくをお願いします。

この項目は、1項目はこれで終わりたいと思います。

次に、移りたいと思います。

西長峰工業団地にメテック北村の企業誘致が決定され、ことしの秋の操業が予定されています。それで、その地元採用枠について、徳島県と阿波市とがメテック北村企業との間で、2010年9月7日覚書調印し、操業はことしの秋以降となっている。徳島県飯泉知事はメテック北村の立地が地域の雇用や産業技術促進、県全体の経済浮揚につながることを期待すると述べています。多くの市民から地元採用はあるのか、うちの子供は都会におるのでこっちへ帰らせて採用試験があれば受けさせたいというのが何件か問い合わせがありまして、市に聞くと、商工観光課に聞くと、ことしの卒業する高校生で五、六名、もう採用を決めるとということで、阿波市で企業誘致、県がやっただけですけど、阿波市としての採用枠がわかりにくいというか、ないという、ことしの夏になるとハローワークで追加すると。阿波市にはハローワークはありません。吉野川市、美馬市で、それは全県下で採用するという、それじゃ一体阿波市の採用枠はあるのか、ないのか、そういう努力をしていただきたいと思いますので、今まででも船場化成から、水島とか企業来ていますが、それなのにも地元採用枠、今までは何人あったんでしょうかね。ぜひとも、この阿波市が人口が減る中で、都会から学校卒業して都会で一たん就職しても、阿波市が、帰ってきてふえるように、人口が、若者がふえるように、努力するのが務めではないかと考えます。

2番目、脇町インターへのアクセス道路計画の見直しはということで、昨年9月6日の全員協議会で、徳島県商工労働部長福田哲也氏からメテック北村の誘致の説明を受け、

その場で議会側から強く県へ脇町インターへの道路網が悪いので、アクセス道路計画を強く要望いたしましたが、その後の計画はどうなっているのか、お聞きしたい。

以上、2点について答弁をお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 藤川議員の一般質問でございます西長峰工業団地について、1点目、メテック北村株式会社の企業誘致が決定され、今秋操業が開始されているが、地元採用枠についてというようなことについてお答えをさせていただきたいと思えます。

県営西長峰工業団地への企業進出につきましては、1997年の船場化成が誘致されて以来、13年ぶりにメテック北村株式会社が誘致が決まりました。平成22年の昨年9月7日、県庁でメテック北村株式会社の北村社長、また徳島県知事、県の企業局長、並びに野崎市長も出席のもと、調印式が行われたところでございます。

メテック北村株式会社につきましては、半導体や電子部品並びにLED部品の精密表面処理を行う企業であります。西長峰での操業開始に向けての工事計画につきましては、今年の2月に県企業局による造成工事が実は完成をいたしております。それで、3月から会社によります本体工事に着手し、7月竣工の予定であります。それで、ことしの11月からは操業が開始されるというふうな予定になっております。

雇用につきましては、昨年10月に面接試験が行われたわけでございますけれども、それで6名の採用が決まっております。ちょうど、この試験の採用時期が少し遅かったこと、また阿波市からの応募者も少なかったというふうに聞いております。それで、結果として、地元阿波市内からは、貞光の高校生1名のみでの採用となっております。今後の採用計画につきましては、事務職で1名、品質管理で2名、工場ラインで2名から3名の採用を予定していると聞いております。将来的には、本社からの出向をなくして、地元の雇用者で操業ができるように計画をしていきたいというふうなこともあります。それでまた、24年度につきましては、5名程度の採用を予定しているというふうなことで聞いております。市といたしましても、平成22年度の昨年の9月議会で、工場設置奨励条例の改正も行い、新規地元雇用奨励金の制度も設けておりますので、この制度につきまして企業においては十分活用していただきたいというふうにも考えておるところでございます。それで、今後におきましても、企業に対しましても、地元採用について要望をしてまいりたいというふうに考えております。

それと、続きまして、2点目、脇町インターへのアクセス道路計画の見通しはというふうなご質問でございます。

西長峰工業団地につきましては、地理的には阿波市の西の端というふうなことで、美馬市に隣接する地域でございます。県営の工業団地として整備がされてきたところでございます。脇町インターに近接する内陸型の工業団地として、平成5年に分譲が開始され、現在までに5区画中、4区画について分譲がされ、残りが1区画となっております。当該団地の交通アクセスにつきましては、主要地方道鳴門池田線、さらには国道192号線へは2車線の道路で連絡がされております。しかし、四国縦貫自動車道脇町インターへの連絡につきましては、直線では美馬市の曾江谷川を越え、非常に近い目と鼻の先といいますか、非常に近いわけでございますけれども、連絡道路につきましては、現状では主要地方道の鳴門池田線を通行して、さらに美馬市内の市道を経由するというふうになっております。それで、西長峰工業団地から脇町インターへの可能とされる最短コースによる便利なアクセス道路の建設が望まれておりました。このことにつきましては、昨年県に対しましても、要望なりまたお願いもしてきたところであります。それで、このたび、県の担当課のほうに、脇町インターへのアクセス道路の計画について、どのようになっておりますかというふうなことで尋ねてみましたところ、県からは次のような回答をいただきました。脇町インターへのアクセス道路につきましては、西長峰工業団地の企業誘致や立地企業の利便性向上のため、昨年夏ごろから事業実施に向けて、用地関係者の調査や用地も関係する美馬市も含め、国、県など関係機関と協議を重ねております。現在のところ、アクセス道路計画の作成に向け、調整を行っている段階であります。早期に道路計画が確定し、工事着工ができるように最大限の努力を行ってまいります、というふうなお答えをいただいております。それで、市といたしましても、今後、脇町インターへのアクセス道路の建設につきましては、県と連携を図りながら、事業推進について努めてまいりたいと考えております。

済みません。それと、1点目の質問で、ちょっと答えが漏れておりましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

船場化成株式会社と水島プレス工業株式会社の地元採用はどれくらいあったのかというふうなことであったと思っておりますけど、水島プレス工業株式会社については、操業開始後1年間の雇用の状況として、雇用が30名あったというふうなことで、うち阿波市内で16名の採用というふうなことで聞いております。船場化成につきましても、操業後1年以内

の採用というようなことで、採用者18名、うち阿波市内での採用が6名というふうなことで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 田村部長から地元採用枠の説明を受けまして、まだことしも事務職から採用予定が数名あると、今、報告を聞いていましたので、ぜひとも地元雇用、阿波市に若者が住めるように、これからもなお一層要望していただきたいと思います。

あと1区画残っていますので、その企業がスムーズに、早期に、これメテックは13年ぶりでしたので、最近、日本の企業は海外進出というので、難しい中で来ていただきましたので、その長峰の環境整備、道路網の整備、あと一区画がスムーズに、早期に、あと残り一区画でも完売できるように、来ていただいて、地元採用枠をぜひとも広げてほしい、そうすれば阿波市も元気になりますし、ぜひ美馬市にも協力して、県にアクセス道路、直線道路、この北村が来るというのは、インターに近いということ、立地条件がよいというのを挙げていますので、ぜひともその希望を拡大するように、環境整備になお一層努力していただきたいということを要望いたしまして、次の質問項目に移ります。

3番目の土地改良区の用水ということで質問します。

この農業用水の実態は、実際は生活排水となっているのが実態であります。最近、農業用水では、パイプ配管が済み、この用水は生活排水の流し場となっています。現在、私たちの周りには、下水道はなく、それにかわるのが農業用水です。市民、住民の方から、汚い、臭い、中にはきつい言葉で、大便を垂れ流していて何とかならんとか、ちょっと写真には写してない、刺激がきついんですけど、大便を垂れ流しのちゅう看板を立てた人が見られましたので、何とかならんかという相談が、傾斜がない用水にはたまるとですね、このヘドロの状態がたまっているのが実情です。ほんで、その用水にはヘドロの中で、草の名前は知らんですけど、このように用水の中に草がすぐに生える。のけて、上へ置いても、また1カ月したらこういう草が生えるんです。こういう用水の状態、この用水に臭いヘドロがたまり、流れがないところには臭いと言われている。この用水の状態を生んするのが、市は水質強化としてきれいな水、金魚がすめる水として、浄化槽の設置を進めております。それに、市は奨励金をつけて奨励しています。転換補助として33万2,000円から、8人から10人槽までは54万8,000円、これは転換槽です。新設補助としては、22万4,000円から、10人槽までは36万5,000円の補助を出してい

ます。一方で、この用水の所有者は、浄化槽の水を流すことを表向きでは認めてはいません。しかし、この用水に浄化槽を流すしかないんです、ほかに下水道がないので。最近のすべての家庭では、浄化槽を設置しています。新設、建てかえても。新たに設置された浄化槽には、使用開始3カ月から8カ月の間に、水質検査を受けることを義務づけられています。また、浄化槽11条では法定検査が決められています。しかし、これには罰則規定はないのです。二、三年もすると、検査をしなくなって、検査するにも検査料が要りますからね、二、三年すると大体周りは検査していない、検査しなくなると浄化槽から出される水は金魚も住めない汚い水となって、農業用水に出ている、それで市民の皆さんから苦情が出ると、どないかなりませんか言われても非常に難しい問題で、市は浄化槽の設置を進め補助金を出して奨励するだけではなく、一体どのような指導をしているのか、お尋ねしたいと思います。そのことについて答弁をお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 藤川議員のご質問でございます土地改良区の用水について、用水の実態は生活排水で、その対策についてというふうなご質問にお答えをさせていただきます。

まず、市内の排水の実態でございますけれども、基本的には市管理の道路側溝などの排水路と改良区管理の排水路がございます。改良区が管理されております排水路につきましては、市内でも北岸用水のパイプ配管が整備された関係で、従来かんがい用水路としての通水目的といいますか、が終えて、排水のみに利用されている用水路がかなりございます。その改良区の用水に一般家庭の家庭用の雑排水を流しているというふうな現状もございます。現在、改良区の排水路の清掃や美化については、市内に17の土地改良区がございますので、維持管理も含めて、管理主体である改良区に行っていただいております。また、現在、市内には30地区において、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでいただいております。その事業によりまして、地域ぐるみで、協働活動を通じて、排水路の清掃や美化などにも取り組んでいただいております。改良区の管理であります排水路の維持管理につきましては、管理主体である改良区に、今、行っていただくことが基本であるとは思っておりますけれども、市内の生活排水については、改良区の用水に排水を担っていただいているという現状もございます。こういった現状を考えた場合、地域の方々の生活環境の面から何らかの方法を考えていかなければならないというふうにも、市としても考えております。そのためには、市の排水路、改良区の排水路というのではなく、阿波

市全体としての排水計画と申しますか、を将来的に排水をどうしていくのかというふうなことを総合的に考えていく必要があるんじゃないかというふうにも思っております。今後、このような問題につきましては、関係部課と横断的な協議をしながら、また改良区とも十分相談しながら、少しずつでも地域の環境がよくなるような方法を何か検討していきたいというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 藤川豊治君。

○2番（藤川豊治君） 今、部長から答弁いただきました。この問題は、大変難しいし、時間かかると思いますが、やっぱり阿波市として下水道にかわるものを将来的に、国、県と長期の将来計画で補助も出していただいて対策を考えていただきたいと思います。すぐにはできない問題と考えます。ぜひとも市は改良区に補助金を出して、今まで改良区事業に補助金を25%出しとる責任もあるし、やっぱり時間かかりますけど、将来的に、国、県からの補助金をもって、下水道にかわる対策を早期の方針を立てて、考えてもらいたいと思いますので、以上でこれで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで2番藤川豊治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番香西和好君の一般質問を許可いたします。

香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま議長の許可をいただきましたので、16番香西和好、3月議会での一般質問をいたします。

既に通告しておりますとおり、今回3点質問をさせていただきます。

第1点目には聴覚障害者支援の耳マークについて、2点目に児童扶養手当について、3点目にまちづくりに大変大事な基本となる部分、阿波市の市民憲章について、以上3点について質問いたします。理事者側におかれましては、明快な答弁を求めます。

それでは、第1点目の聴覚障害者支援の耳マークについて質問をいたします。

第1点目の聴覚障害者の支援のための耳マークについてでございますけれども、ご承知

のように、こういうカードといたしますか、耳マークが県下的にも普及といたしますか、こういう運動もされとるし、形の質問でございます。

この障害者の方につきましては、いろんな誤解されたり、不利益なことになったり、また危険にさらされたりするなど、社会的生活上で不安は数え切れなくあります。聞こえないことが相手にわかれば、相手はそれなりに気遣ってくれます。銀行とか病院といった公共性の高い場所においては、音声のみによる呼び出しのため聞こえず、長時間待ち続ける場合があります、私もそういう場を体験、経験しております。また、書類等作成時に説明が聞こえず、必要以上に時間を要したり、特に大事なことは震災や災害時に安全な避難やその後の救助活動の内容等が理解できないなど、生命にかかわることから、日常のささいなことまで数えれば切りがありません。こうしたことから、私は阿波市内の公共施設、特に市民が多く利用する窓口には障害者支援の耳マークの設置を要望いたしました。

ここでお尋ねいたしますが、現在阿波市内の公共施設に耳マークの設置箇所、また設置している箇所における枚数、また現在設置になっておる窓口での利用者数は幾らか。また、今回提案いたします聴覚障害者の方にカード式携帯用耳マーク、これですね、を提供してはどうか、以上4点にお尋ねをいたします。

また、私が承知している中には、市内には認定を受けておられる聴覚障害者の方が300人程度おられるようなことも聞いておりますので、その点を踏まえての答弁を求めます。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 16番香西議員のご質問の聴覚障害者支援の耳マークについてお答えします。

公共の窓口には耳マークの設置を要望したが、現在設置している場所はということで、市民課、税務課、国保医療課、各支所地域課、社会福祉課、介護保険課、社会教育課に現在設置をしております。設置箇所数は9カ所であります。3点目に、現在設置になっている窓口での利用者数というご質問ですけれども、設置している課に調査をいたしましたところ、直接指定して利用された方は市民課で1件ありましたということでありました。4点目に、聴覚障害者の方にカード式の耳マークを提供しては、ということでもありますけれども、カード式の耳マークは耳マークが設置されていない窓口や金融機関、病院等の窓口でカードを提示することで、耳の不自由なことが相手にわかってもらうことができるというものです。この耳マークの、まず利用申請をいたしました上でカードを作成し、広報等を

通じて周知した上で、まず希望者に交付したいと思っています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいま部長から答弁いただきましたけど、これ9カ所というのは市内の今設置しているところの9カ所ですね。それと、本所、ここですね、阿波の本所に今、国保医療課と窓口と2カ所と思うんですが、もっと数をふやしていただきたいと思うのと、もう一つはこの市民課のほうで、住民課ですか、いろんなあそこも立て札があるんです、何ぼか、耳マークの立て札だけでなしに、これかくれてすんどんです、きのうもちょっとお願いして、ちょっともっと市民に見えるようなところへ置いてくれませんかちゅうことで、私、ご指摘っていうんですか、お願いしまして、出していただきました、ちょっと。東隅っこでね。あるかないかわからんような状態です。これ、今回こういう耳マークの設置状況は、前回もお話ししましたけれども、徳島県においても、県庁内とか県の施設、徳島市とか、金融機関の窓口にもまた病院等に設置をするところが次第に広がっております。設置しとります。阿波市においても、今やったら9カ所だけでなしに、できれば阿波市の行政機関というんですか、市内全体に普及をしていただきたいと私考えるんです。それと同時に、このカード式というのは、免許証とかこういう形、これはちょっと言葉悪いんですが、この薄っぺらい紙ですけど、こういうカード式にして、質もまた悪いんですが、できれば可能であれば、名前とか写真とか住所とか確認できるようなカード式にもできないかなと、私自身こう思うんで、可能であればですね。これも先ほど部長言いつたように、300人ぐらいおる認定者の中で、カードを必要と希望される人、希望されない方もおいでるかと思えます。こういうカード式のような、みんなこしらえて、認定されている障害者の方に周知して、提供してはええかと私思うんです。そうすると、いつ片時でも提示して耳マークの設置箇所に行かなくても、窓口でこういう形で提示すれば、すぐ対応してくれると思うんです。こういう内容書いてますんで、大きく、お手数ですが筆談等で話の内容をお伝えくださいって。聞こえが不自由ですと。こういう形のあるんです。本人もすぐ便利でええんでないかと思えます。この点をもう一遍確認します。ほれで、これがもし導入されるのであれば、阿波の広報とかケーブルテレビで数字をしていただきたいと思うんです。この点ちょっともう一度。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 香西議員の再問であります。

1点目は、庁舎内に数をふやせないかということであります。現在、本庁では2カ所ということでありますので、各部と協議いたしましてふやせるようにしていきたいと思えます。もう一点、市内の他の病院とかの機関のほうにも設置はどうかということ、これにつきましては、ちょっと後日また協議させてもらいたいと思えます。それと、カード式につきましては、まず利用申請、東京のほうにやるわけですね、まずつくって、写真を撮ってそれからになります、少し時間いただきますけれども、広報で周知いたしまして、まず希望者に配付したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本雅雄君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 今後、協議して、前向きに取り組むということの答弁でございました。これ3月4日付の皆さん見られた方もおいでるかと思うんですが、これ徳島新聞です。3月3日はごろ合わせで耳の日というような形でなっとるようなことも聞いておりますけど、徳島の難聴者と支援の会が、先ほど言った筆談など、聴覚障害者に配慮した応対を求める表示、耳マークの普及キャンペーンという運動を展開して、こういうことを訴えておりますので、ぜひ先ほど前向きな答弁いただいたんで、カード式これ強く要望とききます。非常に便利と思えます、カード式ね。ほいで、こういう薄っぺらな紙でなしに、正式な免許証とか、そういう形のタイプのカード式を希望者に提供するように、これも表示せなんだら、なかなかこういう求めてくるというんですか、そういう方もおいでんかと思えますので、表示も徹底していただいて、できるだけ導入の方向でお願いして、この耳マークについての質問は終わります。

それでは、2点目に入りますが、これも福祉の問題でございますが、児童扶養手当について質問をさせていただきます。

児童扶養手当は、特に若い夫婦が離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童を監護、養育している方に支給され、手当を受ける資格があっても請求、申請がなければ手当を受けることができません。また、所得制限もあり、所得制限については、親と子供の、1人目の場合、年収365万円未満の家庭に支給されると聞いております。また、年収130万円未満で月額4万1,720円となっております。私が、この児童扶養手当に質問して何を要望、お願ひしたいかという、せつかくのこの制度を知らなかったり、忘れたりして、資格が十分あるのに手当を受けていない世帯があるのではないかなと思ひ、今回質問をしております。また、もう一つは、この扶養手当制度、所得制限があり、所得によって対象外、所得が多過ぎて対象外になった方の、対象にならずに手当を受けられな

かった方もおいでるのではないかと思いました。というのは、現在、このように昨今不況の中で、仕事もなく失業もされた方もおいでるかもわかりません。また、パートとかそういう職業について収入の減った方もおいでるかわからん。当時は、所得があって対象外になった方も、現在で対象になるというんですか、そういう方もおいでるかもわからないという思いで今回質問をさせていただいたわけでございます。その上において、この市内の母子家庭の世帯数、総数ですね、そのうちの扶養手当を受けている方は何世帯あるか。もう一点は、これもご承知のように、昨年ですか、新しいこの不況で子育て支援に大変厳しいということで、新しい国の法律、制度ができて、父子の方にも、父親と子供の場合もこういう手当を受ける制度ができたわけなんです。それについても、市内の父子家庭の総数と世帯数、現在支給を受けている、2点ですね。3点目に、この制度の要するに支給漏れがないように、どのような方法で周知をしているのか、その点をまずお聞きいたします。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 香西議員の児童扶養手当についてお答えいたします。

1点目の市内の母子家庭の世帯数は、ということでありましても、平成22年4月1日現在で、374世帯、そのうち児童扶養手当の認定者数は323名です。また、市内の父子家庭の世帯数は、これも22年4月1日現在で76世帯、そのうち児童扶養手当の認定者数は45名ということになっています。対象者世帯数につきましては、子ども手当の受給者や保育所、幼稚園、小学校、中学校等を通じ、毎年4月1日に調査し、県へ報告している世帯です。3点目の支給漏れがないように、どういう方法で周知しているかということでありましても、広報阿波での周知を毎年ほぼ8月号に、現況届の案内と同時に記事を掲載しております。また、阿波市のホームページへのアップ、それからケーブルテレビでの放送等で周知を行っておるところです。さらに、子育て支援課に相談窓口、ひとり親家庭等の自立支援相談事業窓口を設置することによりまして、相談者にパンフレットの配付やしおりの配付で周知を行っておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 今の母子家庭と父子家庭の数を答弁いただきましたけれども、この中に資格があって支給漏れですか、申請漏れというのはあるんですか、ないんですか。というんですが、先月のこれも資料をいただいたのがあるんですが、徳島県内の父子家庭、児童扶養手当を申請したのは対象家庭の70%となっておるんです。資格があるのに

申請をしてないから30%が漏れとるわけです。これ県の発表なんです。どこから、調査して県全体のパーセントが出てきたかわかりませんが、阿波市にもこの30%の中に何世帯かあるのではないかと。そして、県内の父子家庭は1,123世帯で、所得制限があるため、支給対象は約700世帯と、こういうような形で発表になつとんです。このせっかくの制度を利用漏れがないように、私今回質問をさせていただくとるわけなんです。もう一つは、何が原因でこの30%、申請漏れになつてるかといいますと、父子家庭のこの扶養手当というのは新しい制度であつて、制度が周知できてないためと、そういうことも言われとんと、もう一つは父子ですから、お父さんですよ、家庭も支えとるし、仕事もやつてるといふことで、ふだん休めない、そういうことも一つの要因ではなからうかと挙げられております。そういうことで、厚労省もそうした支給漏れがないように、これ質問ですが、各市町村に土日の窓口を設置してはどうかと、これも要請が間もなく来ると思ふんです。国から、厚労省から、支給漏れがないように。国から県に、県から市に、町にと、段階的に、これちゃんと県もそういうことで発表になっております。せっかくの制度を一人も漏れないように、周知を徹底するといふこと、この点について、土日と2日もあけるのはなかなか大変と思ふんですが、いずれかそういう方向で取り組まれるんか、あけなくてもそういう漏れがないから大丈夫なんか、そこら辺をちょっと答弁をいただけますか。

○議長（岩本雅雄君） 松永健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永恭二君） 4点目の土日に申請ができるような窓口を設置してはどうか。まずは、児童扶養手当事務は、法定受託の事務事業です。受給資格として、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護、養育している方に支給されるものです。手当の支給は、児童が18歳に達した年度末までとされています。また、児童扶養手当につきましては、所得制限、限度額が設定されております。さらに、受給資格条件として、遺族年金や障害年金などの公的年金を受給されている方は手当の受給ができません。こうした受給要件を満たすには、幾つかの条件が制度化されているところであります。先般、今、議員のご質問の、県子ども未来課による県内の父子家庭数が1,123世帯、そのうち支給対象者は約700世帯という試算されております。この支給対象者数は、父子家庭の約62%が対象となつて、残りの方は所得制限がかかると、大体そういう率で公表されておるといふことです。このことを阿波市に当てはめると、父子家庭の世帯数が76世帯、この率62%で計算しますと、支給対象者は阿波市では約47世帯と

いう試算ができるところです。先ほどご説明しました現在45世帯の方が認定を受けておるといことですので、大半の方が阿波市では申請をされているとっております。また、土日の窓口については、現行行っていませんが、電話連絡をいただいた方は平日の時間外等で対応をしておるところですので、そのあたりで対応していきたいとっております。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本雅雄君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） ただいまの父子家庭の世帯については、76世帯の47世帯ということで数字的な答弁でございました。母子家庭も父子家庭の対象者も漏れがないと認識してよろしいですかね。ほんで、もう一点、最後にこれ新しい制度が、ある程度住民に周知ができるまで、絶えず、新しい制度ですから、従来の制度じゃなしに、新しい制度はある程度定着するまで、やっぱり市民に周知すべきであると私考えます。いろんな広報とかケーブルテレビとかあらゆる角度から。その点をお願いして、この2点目の質問を終わります。

それでは、第3点目の市民憲章について質問をいたします。

豊かな自然に恵まれた阿波市は先人のたゆまぬ努力により、今日まで発展してまいりました。しかし、高齢化、高度情報化が進展する中で、本市を取り巻く諸情勢は急速に変化し、時代は新たな展開を迎えつつあります。このような新しい時代を迎える中で、本市の持つ資源、特徴を最大限に生かすとともに、何よりも諸先輩が築かれたすばらしい歴史と伝統を引き継ぎ、阿波市民一人一人の郷土を愛する心と阿波市民としての自称や誇りを高めなければなりません。多くの市民が住み、その考え方や生活状況が多様なため、時折自分勝手な行動をとる人もあります。そうした意味において、この市民憲章を指針に、市民意識、連帯意識を高め、市民と行政が一体となって、心を一つにして新市の阿波市のまちづくりのためにとの考えで、阿波市民憲章の制定を提案、現在、市内の公共施設に市民憲章が掲示になっております。平成19年11月13、14日にかけて、これも前回の質問でお話しいたしましたけれども、文教常任委員会で視察がありました。視察先は、福井県のあわら市と・江市でございました。いろいろ説明等、まちづくりのお話を聞かせていただいた後、会場を後にするときに、一つの市民憲章が記事になっておりました。後日、事務局を通じて確認をさせていただきましたところ、設置の状況が市内の関係の出先機関全部、公民館、図書館、保育所、幼稚園、各学校、小・中・高、それと一番私が感心したの

は市内の市役所内の各課に全部掲示しとんです。また、会議室も全部掲示をしていると聞いております、実際に。市役所内各課、行政機関全部に掲示していることについては、まず行政機関に携わる職員から市民憲章の認識をした上において、幅広く市民に訴え、憲章のもとに市民が集い、まちづくりをしていくとの私はこういう認識をしております。そういうことで、前回もお尋ねいたしましたけれども、1点目に市内においての設置数は。また、2点目に、市内の公共施設、集会所等、またもう一つは阿波市の市営住宅等に住んでおられる方にも市民憲章の認識をしていただくために、市営住宅の敷地内に一角を設けて市民憲章を設置してはと要望してまいりました。また、今回通告しておりますように、この大切な市民憲章を新庁舎が建設になると同時に、この市民憲章碑をいつも私お願いしとんですが、玄関の市民がよく利用する窓口とか目につきやすいところに設置をしては、ということも要望してまいりました。現在、この阿波市の本所の中に、1カ所設置になつとります、ご承知のように。市民に目につきません。税務課とかああいう窓口に行けば目につくかもわかりませんが、こういう住民課とか、東のほうの窓口を利用する方は、案内目につかないと思います。ですから、私は現在設置場所も聞いておりますけれども、これ現在105カ所設置になつとります。大変、前向きに取り組んでいただいて、最初はわずかな数でございましたけれども、これ全部一覧表で現在105カ所掲示になってます。そういうことで、現在設置している阿波市の本庁内の市民憲章ももっと大きくサイズするとか、枚数をふやすとか、そういう形をお願いをするわけでございます。そういうことで、今、4点お尋ねしたことに対して答弁をお願いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 香西議員からは、まちづくりの指針となる市民憲章制度についてということで、4点質問をいただきました。

まず最初に、現在の設置数でございますけども、議員ご承知のとおり、3月現在の設置数は市役所各支所初め、学校図書館や公会堂など、教育施設を含めた105カ所でございます。

次に、2点目の市内の公共施設、集会所等すべてに設置できているかということでございます。公共施設への設置についてですけども、これは先ほど述べましたように、これまで主要な公共施設への設置を図りまして、昨年度8月の時点では71カ所ございましたけど、その後設置箇所の増加に努めた結果、議員ご承知のとおり、105カ所となりました。用途にもよりますけども、通常市民の皆さんが集うことのできる屋内公共施設への設

置は、これによりほぼ完了したのではないかと考えております。万一、漏れなどがありましたら、早急に対応させていただきたいと、このように考えております。

それから、次に集会所等への設置についてでございます。市が管理する施設につきましては、さきに述べたとおりでございますけれども、これ以外にも市民が集うことのできる施設として、各地に点在する集会所等がございます。これは、地元が独自に管理しているものや今議会で議案にもあるような指定管理者が管理するものなどさまざまでございます。現在のところ、このような施設への設置はございませんけれども、今後の取り組みとしましては、指定管理者等との相手があることでございますので、十分に趣旨を説明するとともに、相談しながら、掲示箇所の増加とこれによる普及啓発に努めてまいりたいとこのように考えております。

次に、市営住宅の敷地等への憲章碑の設置の考えはどうかということでございます。これにつきましても、早速建設部の住宅担当のほうと協議をいたしまして考えてみたいと、このように思っております。

次に、3点目の新庁舎建設となるが、新庁舎建設と同時に、市民憲章碑を建立する考えは、ということでございます。議員ご発言のとおり、市民憲章は市の指針というふうに我々とらえております。この普及啓発には、努めなければならないということは、行政として常に認識しております。ただ、ご質問の新庁舎建設と同時に市民憲章の表示、特に碑を建立する考えについては、現在のところ、建設用地内の有効活用の方策について、現在検討中でありまして、これにつきましても、何らかの形で表示は必要と考えておりますので、総合的な観点から前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本雅雄君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 前向きな答弁いただきました。今回の、この市民憲章についてのこの庁舎建設と同時の市民憲章碑の建立につきましては、前向きな答弁をいただきましたので、これで。阿波市の総合計画に当たって、きのうも市長がお話がありましたように、私の阿波の未来プラン、きのう市長がこういうことを話されました。私の、ですから、阿波市民が一人一人が責任を持ってまちづくりをせないけないちゅうような感じの話をされました。そういうことで、これは阿波の未来プランでなしに、私の未来プランとありますよね、両方、私と阿波と。ということで、これはあわ北新市まちづくり計画に、及

び旧4町の総合計画に基づき、また直近の市民ニーズの動向や社会、経済情勢の変化を十分に踏まえ、地方分権時代の新たな市民参画、協働のため、また自立した地域経営を推進するための総合指針として、この第1次阿波市総合計画を策定したとこうなるとるんですね。その中に、よく市長もお話いたします、このプラン、こううたわれています。阿波市民の住民力を結集するため、何事も阿波市民抜きでは、市民抜きではなかなか行事は達成、実現できません。今、全国見ても。この計画に当たっては、市民に対して、今後の本市のまちづくりの方向と施策をわかりやすく示して、すべての市民の参画と協働促進、住民力を結集した新たなまちづくりを進めますと、こう言われとんです。ほんで、いつも市長も行政の方もお話があるんですが、絶えず言っとります、「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間」いつも毎回これ言っとります、特に市長はね。あすに向かって、未来を見据えた持続可能なまちづくり、人の花咲く、人を中心に据えた子供から高齢者まで市民一人一人が輝くまちづくりと、安らぎ空間ですから心身ともに健康で安全・安心に生きがいを持って暮らすことができる阿波市のまちづくりと、生活する上で美しく、気持ちよく過ごすことができる阿波市、明るく活気あふれるとともに、希望を持つ阿波市と、こういうようにうたわれております。その中で、この6項目ほどこさえましたけど、6項目、「人が輝くまちづくり」「安全・安心なまちづくり」「美しい環境のまちづくり」「生活基盤の充実したまちづくり」「産業が発展するまちづくり」「ともに生きともに築くまちづくり」これ6項目について、小さく枝葉がありますけれども、こういうことを踏まえてまちづくりをしようということをこれ総体的に訴えている、この中には。このまちづくりを実現するために、私は市民の方がこの意義ある市民憲章のもとに集っていただいて、まちづくりをしたらいかがなものかということで、毎回、今回3回目です、質問させていただいております。というのは、市民憲章、憲章の拡大、掲示していただくのはこれ大変ありがたいことなんです。その中の憲章の中の意味、意味、これを認識、市民の方にしてもらうために、掲示も広げてもらわないかんし、私は訴えておるんです。

1点目に気持ちのよいあいさつをして、笑顔いっぱいのまちづくりをつくります。

自然や公共物を大切に、清潔で美しいまちづくり。

だれにも親切に、優しさのあふれるまちづくり。

元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちづくり。

趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくりますと。

この5項目を踏まえた意味がいつも言われる、市長がよく言われてます、市民とともに

という言葉に合致するんです。というのは、この全体的な解釈としては、私たち阿波市民はこの町に生きる喜びと誇りを持ち、市民と行政が一体となって、ここが市民とともになんです、そしてまちづくりをするために最善の努力をしていくということをあらわしています、とこううたわれとんです、市民憲章の意味は。ですから、何遍もくどいようですが、市民憲章を幅広く、掲示もしていただいたり、市民にわかっていただいたり、その中身を意味をわかってもらわないかん、その上において参加してもろて、まちづくりをやっ  
ていかなあかん、私はそう思います。

ということで、ちょっと話それるんですが、今、いろんな企業とか職場においては、朝出勤したらラジオ体操をいたします、やってないところもある、ほとんどが特に建設業なんかは、そこでラジオ体操をして、朝礼、ミーティングをして、その後いろんなミーティングをした後に、いろんな唱和する文言が5項目とか7項目とか、10項目あるんです。その1節1つに、きょうも一日元気でとか、安全作業でいこうとか、いろんな形の唱和をして仕事にかかるんです。私、思うんです。ここで、皆各部の担当の方をお願いしたいんですが、庁舎内の放送があります、教育現場には校内放送というんですかね、あれがあります、全学童に放送ができるようなあります、防災無線ももちろんあります、ほんでこの憲章を年に1回、できれば回数は多いんですが、いろんな節目に市民全員が唱和できるような形のものではないかと思うんです。そういう形をもって、市民に広くこの市民憲章という意味を幅広く理解していただいたらいかなものかと私考えとんです。学校でいうたら、校内放送で1人の方が唱和して皆児童・生徒と一緒に唱和するとか、そういうことはこれ無理だったらいいんです、私の考えで言ってるんだから。できたら、毎日とは言いません。ああいう防災無線とか、月に1回、緊急放送がああいう形の試験的なことを流しておりますけど、ああいう防災とか学校の放送施設を利用して、年に1回とか2回とかいろんな節目に、皆がこの市民憲章を唱和できるようなことができないか、その点だけお聞きして、質問を終わりたいと思います。答弁ちょっといただいて。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 香西議員の市民憲章について、再々問について答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、やっぱり地域主権時代を迎えまして、阿波市の総合計画の中の6つの基本目標を今後達成していくためには、議員ご指摘の行政に携わる者にとっても、市民憲章、また住民の方々にとっても市民憲章をご理解して事業を推進していったら、その

効果は早く出てくるんでないかと、このように考えておりますので、この点について今後とも市民憲章の周知徹底については図っていくように努力してまいりたいと考えております。

それから、いろいろな機会を通じて市民憲章の周知を図ってはどうかということでございます。現在は、ケーブルテレビ等々を通じて、周知も行っております。今後、そういうふうな市民を対象にしたいろいろな研修会とか会議等がございます。その中で、対応できるかどうかについては、今後検討してまいりますので、その点よろしくお願ひしたいと、以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 香西和好君。

○16番（香西和好君） 最後に、前回も市長がこういう答弁をいただきました。行政がやらなくてはならないことをやらなかったら、法的に罰せられることがあると。どんな内容かわかりませんが、そういうような認識を持って幅広く、市長を含めて職員も一致団結してこの市民憲章に取り組んでいくというような前向きな、前向きってこれ以上前向きなことないんですが、いただいております。そういうことで、今、質問いたしました市民憲章につきましては、ぜひ幅広く市民の方に周知できるような方法をとって、しっかり取り組んでいきたいと思ひます。

最後になりましたけれども、藤井部長初め今回4人の方、退職されるということをお聞ひしております。大変に長い間ご苦勞でございましたし、今後退職されても健康に留意されて生活されるようご祈念いたしまして、私の3月議会での一般質問を終わります。

○議長（岩本雅雄君） これで16番香西和好君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 0時50分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 議長の許可をいただきましたので、議席番号3番、志政クラブ森本節弘、平成23年第1回阿波市議会定例会一般質問を行いたいと思ひます。

今回の質問は、大きく3点に分けております。工事発注、検査制度について、これたび

たび質問させていただくもんですが、2点目は公有地の利用について、それと3点目に、阿波市まちづくり計画について、新市まちづくり計画についてお伺いします。

平成23年は、17年4月1日の合併から丸6年が過ぎようとし、野崎市政も2年目を終わろうとする中日に差しかかってまいりました。また、今年度は、阿波市総合計画である私の阿波未来プランの「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間」、阿波市の将来像づくりの6年が過ぎ、合併協で取り交わした新市まちづくり計画の中の阿波市としての一体感を促進する各種施策の推進から、今まさに未来を見据え持続可能な子供から高齢者まで市民一人一人が輝く生活基盤の充実した具体的な施策を実行に移す大躍進へと飛躍する最も大事な年度に差しかかってまいりました。また、去年、平成22年3月には、18年3月に行財政改革大綱及びこれに基づく具体的な実施計画である集中改革プランの策定から5年が過ぎ、平成22年度から26年度の5年間の取り組みを推進する第2次阿波市行財政改革大綱を策定し、現在その施策を推し進めている最中でもあります。そのような思いの中から、今回の3点の質問をさせていただこうと思っております。

まず第1の質問ですが、行財政改革の本丸と位置づける本庁舎の建設が具体的に始まってまいりました。また、生活基盤の充実したまちづくりのため、学校耐震工事、これは今途中です、まだまだこれから出ようともしております、橋梁長寿命化工事等々の大型工事の発注が多くなってまいりました。また、なると予想されます。大型工事、特に庁舎建設がこれから控えております。その大型工事の計画、また測量、完成までの検査体制は整っているかということをお伺いします。

それと、もう一つがまだまだ景気が回復せず、特に阿波市建設業に従事する職種のすべての地域の活性化の意味を込めて、現在、市が施工しております入札制度の最低制限価格の落札係数の底上げを県と同様にまで引き上げられないかという、この2点をまず第1問の質問としてご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） 三宅副市長。

○副市長（三宅祥寿君） 森本議員から工事発注あるいは検査制度に関する質問を2点いただいております。

まず1点目といたしまして、平成23年度以降の工事入札時の最低制限価格における最低落札係数、これを県と同等に引き上げる考えはないかということについてご答弁をさせていただきます。

最低制限価格制度につきましては、昨年12月議会でもご答弁申し上げたところでご

ございます。現在、阿波市におきましては、平成21年度より応札価格による変動型最低制限価格制度を導入いたしております。この制度における最低制限価格の理論値が予定価格の79.3%から85%で決定されるところであり、この方法につきましては、徳島県が導入した制度を準用して定めているものでございます。ただ、県におきましては、平成21年11月より計算方法を若干変更いたしております、最低制限価格が少し理論値で高くなる、具体的に申しますと83.1%から87.5%になるような設定となっております。阿波市に比べますと、2.5から3.8%高くなるような設定となっております。もとより、公共工事の入札における過当な価格競争、これによる低価格での落札ということにつきましては、工事の品質低下だけでなく、下請業者や建設労働者への不当な値下げ要請、あるいは不払い等を招く可能性もございます。こうしたことから、工事におけるダンピング対策ということは非常に重要な問題と認識いたしております、この最低制限価格の設定あるいは低入札での価格の調査制度、こういうものにつきましては、他の自治体でもいろいろと研究がなされている状況でございます。本市におきましては、可能な限り、県の制度を準用して、公正、公平な入札、また品質確保に向けた取り組みを実施しているところでございますが、県の情報によりますと、来年度につきましても、この価格の設定方法につきまして、再度改正の検討をしているということもお聞きしておりますので、その結果を踏まえて県の制度を十分に参考にしながら、阿波市としても早急な対応をいたしてまいりたいと考えております。

それともう一点、大型工事が今後阿波市においては続いていくと、そういう中での工事の施工管理あるいは検査体制が十分にとれているかというご質問でございます。

本市におきましては、平成20年度より、工事の発注部局との分離という視点から、防災対策課内におきまして、入札、契約及び検査の担当部局を設置いたしました。工事の品質の確保、あるいは発注に当たっての公平性、透明性をより一層高め、公正な入札の執行等に努めているところでございます。また、工事の検査官につきましては、昨年度まで建築の専門の検査官1名を常駐しておりますが、今年度からさらに土木専門の検査官1名を配置し2名体制での検査を行っているところでございます。

こうした中で、工事の管理監督につきましては、担当課が基本的に実施するというところでございますが、特に建築系の工事が現在多くなっておりますが、建築系の技術者がいない場合には、建築の専門者のおります防災対策課と絶えず連携をとりながら、設計書あるいは仕様書の作成段階から審査、指導を行い、適正な発注ができるように努めている

ところでございます。ただいまのご質問にもございましたように、建築系が今後工事がふえてくるということでございますが、現在、例えば今年度の工事で申しますと、小・中学校の耐震工事あるいは消防の詰所など、26件建築系で発注をいたしております。請負総額にいたしまして7億4,000万円余りの発注状況となっております。そういうことで、工事の検査、あるいは管理監督ということは非常に重要であり、しっかりした体制が組めるような取り組みを行っているところでございます。なお、工事現場の管理につきまして、さらにしっかりした工事が行われるように、いわゆる施工部局とは別に、この防災対策課によります検査官のほうで別途立入調査というものも今年度より試行をしております。これは、いわゆるGメンといわれるようなものですが、しっかりした工事が設計どおりに行われているかということも順次立入調査を行いまして、通常の出注部局の監督指導とは別に、独立して施工体制の監視をしているところでございます。いつもは、そういう中でふぐあいがあれば、請負業者さんにしっかりした指導を行うと、そういう体制をとっているところでございます。これにつきましても、今年度は試行でございますけれども、平成23年度よりは、本格的に要綱等を定めまして実施を進めていきたいと、そのような準備を今行っております。こうしたことを行いながら、公共工事の品質確保にしっかりと取り組んでまいるといように考えております。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） これからの機能も、市長のほうからの答弁で、やっぱりまちづくり計画を主体にソフト面からハード面、これが残りの4年間ですか、26年までの間に、ハード面のほうはかなり投資金額がふえてきます。やはり経済効果もあるんですが、実際に公共工事の性格上、物品を買うような状態にはいきません。物品の場合は、できたものをお金を出して買う、公共工事の場合は、設計してこちらが要求したものを相手につくってもらって初めて検査でこっちで受け取るという、時間がかかるようなものになっています。やはり、品質管理体制を整えておくべきであろうし、また現実、工事の検査だけでなしに、やはり測量とかの計画の段階のいろいろな観点から見える検査というか、アドバイスもできるような、そういうふうな管理体制もいるのではないかと考えております。今現在、県のほうからも囑託というか、上に2名の土木の方と建築の方が入ってきておられます。その管理体制も十分にこの四、五年でかなりの向上をしてみられました。現場のほうもかなりいいものができるように思われます。やっぱり、大きいふうになると素人目ではわからなくて、なかなかそういうふうな判断がつきにくいところは、やはりそ

この充実でカバーしていただきたいと、特に庁舎関係なんかはそう思います。あと、ダンピングの件で、1点目の最低落札金額を上げてほしいというのは、やはり県のほうも、今、変更というか、もう少しちょっとそのけつをあげようかなというふうな考えの中で、やっぱり県のほうも考えているみたいなんで、阿波市、特にちょっとおくれてますんで、どうしても経費面を削ってやっている中で、もともと最低落札が3分の2だったものを平均額で割った部分で、落札最低額を上げるようにしてますんで、それをもう少し上げていただいて、業者の方の負担または十分な品質が確保できる金額でやっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

第1点の質問は終わります。

第2点になります。

第2点の公有地の利用についてなんですが、この17年4月からの阿波市まちづくり計画、26年までの計画の中に、あと残すところ4年になってまいりました。その中で、1点ちょっともともと旧の阿波町、市場町、土成町、吉野町、やはり昭和32年を境に合併をいたしまして、50年の間、やはり我が町のためにと、その町の庁舎を中心にやはり社会資本の整備を投資してきました。それが、50年たって平成の大合併で阿波市になりました。今度、その庁舎を市場町の阿波市の中心に持っていこうとしております。ここに、今まさに多目的ホールまた給食センターという、阿波市の中心部にそういうふうな施設を計画しとります。ただ、心配なのは、あとの新庁舎以外の残された旧の庁舎の跡地をどのような利用を考えるか、やはりあとの残りの4年間で、この利用庁舎の跡地利用というものを考えた中で、資本投資もしていかなければいけないと思います。そういう点を込めて、旧庁舎の跡地利用をどのように考えているか。公有地の利用の1点目。

それと、2点目の阿波農業高校跡地なんですが、これは県有地ではあるんですが、事実本庁舎の位置の場合にも、土成の方からの意見として、あそこにどうかっていう意見も出てきました。それが、今、庁舎の位置が決まった時点で、農業高校跡地というものが忘れられたように出てきておりません。この県当局と農業高校の跡地利用については、市側としてはどういうふうな協議を行っているか、お伺いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 森本議員からは、新庁舎完成後の庁舎跡地利用についてのご質問をいただいております。現在、阿波市が保有しております公共施設及び公共用地については、その有効利用、相互利用等を総合的に勘案しまして、現在の活用価値も十分に踏

まえながら、総合整備や売却も含め、慎重に照査、検討してまいりたいと考えております。とりわけ、新庁舎完成後の旧4町役場跡地の有効利用のあり方については、必要な施設は集約させるなど、効率的な運営による維持管理費の低減や住民の利便性を確保する観点から、めり張りのついた早期の計画を立て判断してまいりたいと、このように考えております。

具体的には、今、森本議員お話のありました平成23年度で計画しております庁舎の基本設計等々と並行する中で考えていきたいと考えております。残された期間、4年間ございますので、その中で早急に計画を立てて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 森本議員からは、阿波農業高校の跡地利用について県当局と協議は行っているのかというご質問でございます。

ご承知のように、阿波農業高校は、鴨島商業高校と統合して、平成24年度から農業科、商業科併設のメリットを生かした新しい学校、学校名は吉野川高等学校としてスタートいたします。阿波農業高校の施設で、統合して利用される施設は、鳴池線から北に向かって、高等学校のほうを見ていただきまして、高等学校のグラウンドの西側に日吉谷川が流れております。それよりも西側にある施設、例えばディスプレイデザイン温室とか農産加工実習室、園芸実習室、また温室及び作業室、作物実習室等々ありますが、そのものについては、今後利用されると聞いております。また、正門から北に向かっていただきまして、正門近くにあります3つの建物、生物工学棟、園芸実習室、農業実習室棟は今後も利用されると聞いております。また、ずっと北のほうにありますが、生徒作業準備室、管理更衣室もしばらくは利用されるそうであります。また、県教育委員会といたしましては、聞いたところによりますと、未利用地、建物については、今後利活用があるかどうかをこれから検討していきます。具体的なものがなければ、売却または保存も考えていくそうです。ただ、利用しない施設の中で、研修会館は新しいので耐震性はあるそうですが、他の建物につきましては、耐震診断により補強を必要とする建物があるということでございます。いずれにしましても、平成23年度は、すべての施設、設備は使っていかがいます。そこで、本市教育委員会といたしましては、今のところ、県教育委員会に要望や協議はいたしておりません、今後、阿波市の将来を見据えた上で、利用、活用できるものがあれば、

市長に相談をさせていただきたいと考えております。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘。

○3番（森本節弘君） 今の答弁聞いておりますと、一応まだ旧庁舎の跡地と農業高校跡地もまだまだ全然ゼロ、利用計画も立たず、これから考えるというところにある、特に県の公有地の、県有地の農業高校に関してはやはり県との協議もあると思うんですが、あと各町の旧庁舎跡地、これはほんまに今すぐにでも計画を立てて、きのう総務部長おっしゃられた、やはり合併特例債を使える、発行できる中で、やはりここの利用を考えたほうがいいんじゃないかと思えます。合併特例債も、後で質問には入っとんですが、やはりひとつ、きのう答弁でありましたように、市道とかあと農業関係、耐震、それに基金の造成、庁舎、そして観光とか学校給食センター、この大きな柱はきのう答弁で聞かさせていただいたんですが、旧町庁舎跡地の利用については、やはりこれも少ないお金では利用はできないんじゃないかと、やはりつぶすところも出てくるであろうし、再利用という部分も出てくると思えます。また、違うものを持ってくるとかというのもある、これに対してはやはり特例債事業の後でやるのはやはり金額が大きいものになるので、やはりここで一つの基盤整備事業の中の一つとして考える、これがやっぱしこの23年度には必ず必要ではなかろうかと、やはり今の野崎市長の中で、そういう部分を確実に利用計画を進めていってもらいたいと思えます。私の1つの案だったんですが、やはり住民の方々、合併で何が不安かと最初のアンケートで出たのは、やはり中心に固まるっていう部分も、確かに利便性はあるんですが、中心に固まって阿波市の外郭というか、中心を外れた町がやはり衰退しないかという部分も一つの問題点としては、アンケートの中にも出てきました。やっぱり、今の推進の仕方は、庁舎というものの中に附属施設をどうするかということを今検討中です。今、総務部長がおっしゃったように、それに附属して考えようとするのであれば、やはり旧の庁舎、支所を十分に活用できるように考えていただきたいなど。特に、これ私の意見で申しわけないんですが、ホールっていうのは、今現在、阿波の庁舎跡地に改善センターがございます。500席ほど、今パイプいすで並べて、まだこれちょっと新しい部分で、ここの改築によっても補えるんでないかと、これ一つの案ですが、私の案で、ちょっとこういうところも再利用の中に、計画の入れる段階で、そういう部分でやはり十か十五億円のホールを建設するのであれば、ここもどうかということも1点入れてほしいなと思いました。それと、給食センターなんですが、これも必ず必要なものです。合併特例債の有効な使い方は、必ず将来必要な部分に使えということも言わ

れております。この給食センターも必ず必要と思います。でも、位置がここ、真ん中がいいとは思いますが、私なんかはやはり土成の旧庁舎跡地でもいいんじゃないとか、極端に言うたら、今の県との協議の中で、農業高校跡地も候補に挙がってもいいんじゃないかという部分でも思いました。吉野に関して言うと、吉野の庁舎は恐らく耐震もあれ壊さなだめだと思います。4年前に、サッカーの競技場が、このサッカーの競技場は徳島県でも公式を持っているのは徳島市と鳴門市と今、板野と私どものこの町にしかございません。これは、公式場で試合ができる場所です。ただ、ちょっと狭いので、ここを何とか開発して行って、開発というか、投資していただいて、スポーツ等々で市外からも来ていただけるような施設にしたらどうかとか、どうせ吉野なんか特に阿波とくしまマラソンの折り返し地点でもあります、スポーツということでは寄りやすくなってくるんじゃないか、これまた長くなりましたが、ちょっとまた今回長くなると怒られますのでこの辺でやめておきますが、そういうふうな利用をしていただきたいなと思っております。と、農業高校跡地、1つだけよろしくお願いします。この農業高校跡地なんですけど、昨日、ちょっと議長と一緒に県のほうに参りまして、そういうふうな利用計画も聞いてまいりましたが、県のほうも持っていないようでございます。ただ1つ提案なんですけど、再問で教育長にお伺いします。

午前中の笠井議員の中にもありました支援学校、これは県が、今、特別支援学校の適正配置ということで、学校施設等々を利用する計画で支援学校の配置を進めています。小松島のほうに、今、日赤跡地をみなと学園という支援学校の高等部に変えようとしております。3年前に、教育長も行かれましたが、西の我が阿波市、美馬市、三好のほうに、こういうふうな特別支援学校がないということで、やはり国府の養護とかのほうに行かなくちゃいけないというところで要望に行ったということは新聞に載ってました。その後、今度統合になる美馬商業と貞光工業、これが統合になるようですが、美馬商業高校の跡地に、今現在、池田の支援学校の美馬分校として支援学校が入っております。そこを利用して、恐らくその高校を支援学校として使っていくんじゃないかなと私は思うんですが、阿波農の跡地をそういう支援学校として組み入れてもらえるような県等に働きかけをするような考えはございませんか。教育長にお願いします。

○議長（岩本雅雄君） 板野教育長。

○教育長（板野 正君） 森本議員からの再問にお答えいたします。

特別支援学校、昨日も笠井議員からのご質問の中で、学校名を挙げさせていただきました

た。確かに、阿波市の近辺、阿波市も含めて、その特別支援学校が今現在ありません。その中で、徳島県の教育振興計画、この中に、これは平成20年に策定されたものでございますけれども、この中に昨日も申し上げましたが、特別支援学校の適正配置の推進という項目がありまして、障害のある幼児・児童・生徒が、可能な限り、地域の身近な場で、専門的な教育を受けることができるよう、特別支援学校の全県的な適正配置を推進しますという項目があります。そのようなことを考えますと、今後、阿波市にそういった学校ができれば大変ありがたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） できたら、そういう部分での協議も早い今の段階で進めていっていただきたいと思います。ちなみに、日和佐高校跡地なんですけど、今回3月2日の徳新に載っていて、防災のヘリポートの整備に利用するらしいです。ここの跡地なんかは、県から無償で譲り受けて、町のほうで整備していくんですが、これに対して町のほうもかなりの投資がいて、その中には社会資本の整備交付金とか、きめ細やかな交付金、それからやっぱり合併特例債を使用して、防災ヘリポートの救援、搬送活用に使うという、そういうふうな分になっております。農業高校跡地、どういうふうは無償なんか有償かわからんですが、できるだけ早いうちに県との協議の中で進めていってもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、2点目はこれで終わらせていただきます。

3点目に入りたいと思います。

阿波市、新市まちづくり計画についてでございます。先ほども申しましたように、17年4月1日から26年までの新市阿波市のまちづくり計画が後半戦、仕上げの段階に入っております。今、新市まちづくりの計画の後期計画とは、この市長の答弁にもありましたように、現在策定中というか、考え中、その中どういうものなのかお伺いしたいことと、それとその中に、ある程度聞いたんですが、合併特例債の運用額、また事業をどのくらい見込んでいるのかということ、まずこの2点を先にお伺いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） まず1点目に、森本議員のほうから、新市まちづくり計画の後期計画はどのようなものかについてということで答弁させていただきます。

平成17年4月、新しい阿波市が誕生しまして、その後平成18年度末の平成19年3

月には、市が策定するさまざまな計画の上位に位置するまちづくり計画の中・長期的な方向を示す第1次阿波市総合計画を策定いたしました。この計画の中では、平成19年度から28年度までの10年間を基本構想と位置づけ、その前半となる19年度から23年度までの5カ年を前期基本計画の期間と定めております。この前期計画を基本に、これまでさまざまな計画を仕立てるとともに、新しい阿波市のまちづくりに行政と市民が一体となり各種事業に取り組んでまいりました。この間には、予期せぬ経済情勢の急速な変化と、具体的に言えば平成20年のリーマン・ショックによる急速な経済の悪化や地方分権、また少子・高齢化の進展など、本市を取り巻く情勢が大きく変化する中、このような変化に柔軟に対応しつつ、本市が目指す「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間阿波市」に向け、ハード、ソフトの両面からさまざまな施策、事業を推進してまいりました。このたび、前期基本計画の計画期間が平成23年度末をもって終了することから、これに続くべき基本計画としまして、平成24年度から平成28年度までの5カ年を期間とする後期基本計画を策定するものでございます。23年度中に策定業務を進める予定の後期基本計画では、平成24年度から5カ年間に推進しようとする基本施策及びこれを計画的、効果的に実施するための事業方針を示すことによりまして、今後5年間の本市の市政運営の指針とするものでございます。なお、策定に当たり、今後の予定としましては、阿波市総合計画審議会での審議をいただくとともに、翌年3月、来年の3月ごろには阿波市総合計画の後期基本計画の案ができましたら、市議会でも説明させていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目のまちづくり計画の中での合併特例債の運用額、また事業費はどのぐらい見込んでいるかという質問でございます。

昨年の第3回の定例会におきまして、森本議員初めとしまして、それと関連した質問を受け、早急な対応が必要と認識し、昨年これも昨日の代表質問の中でお答え申し上げましたけども、10月1日に阿波市まちづくり計画に基づく普通建設事業検討部会を設置いたしました。総務、市民、健康福祉、産業経済、建設、教育の6つの部会から平成23年度から平成26年度までのハード事業計画書の提出を求めまして、集計し調整いたしました。それをもとに、今回の志政クラブ原田議員の代表質問に対する答弁の中で、阿波市の合併特例債の最終の起債運用額を阿波市の活用限度額222億円のうち136億3,880万円、活用率約61%と説明させていただいたところでございます。なお、事業費でなく、起債運用額の内訳としましては、10年間で、市道整備に9億60万円、ケーブルテ

テレビ整備事業で29億9,710万円、農業基盤整備事業で3億8,250万円、それから学校耐震整備事業で10億9,950万円、徳島中央広域連合負担金で3億7,310万円、庁舎建設事業は付加機能も含めまして40億円、給食センター建設事業に10億円、観光及び幼稚園も含めた保育所統合整備事業に7億100万円、それからまちづくり振興基金造成21億8,500万円となっております。しかしながら、あくまで現在想定できる範囲内の金額でございますので、これについてはご了承を願いたいと思います。

それからまた、議員お尋ねの事業費につきましては、普通建設事業費は合併特例債事業だけではございませんので、合併特例債事業以外も含めた想定普通建設事業費で説明しますと、平成23年度で約42億1,446万2,000円を予定しております。それから、平成24年度では28億4,281万1,000円、25年度で56億1,992万円、平成26年度で45億3,691万3,000円となります。なお、詳細については、23年度については、42億円のうち、昨日も答弁しましたとおり、できましたら庁舎建設に係る用地取得費等も含まれておりますし、平成25年、26年度については、再三答弁しております庁舎建設それからそれに対する附帯多目的ホール、それから給食センターの建設事業費等々も行っておりますので、事業費が膨らんでまいるということをご理解いただきたいと思います。

それから、参考としまして、平成17年度から平成21年度までの阿波市の普通建設事業の決算額合計でございますけれども、これは144億7,849万2,000円になります。これを単年度平均でしますと、28億9,569万8,000円となっております。決算額が最も大きかったのは、ケーブルテレビ整備事業の最終事業年度でございました平成19年度の53億2,756万9,000円となっております。今定例会において、再三説明申し上げておりますけれども、これらのハード事業の財源としまして、合併特例債が中心になってまいります。それ以外に、総務省所管の国庫補助金を1億3,500万円、徳島県の市町村合併特別交付金を3億3,800万円、合わせて4億7,300万円を有効活用する予定でございます。

また、これも再三申し上げます、市庁舎の建設基金、教育施設整備基金などの特定目的基金を事業開始、いわゆる事業着手までに計画的に積み立てを行いまして、有効活用することにより、合併特例債及び事業施工年度の一般財源の充当額をできる限り圧縮し、後年度に負担を残さないよう計画を立てております。このことにつきましては、議員の皆様方のご理解により、合併後計画的にハード事業に係る財政支援措置をストックする

ことができた、このように認識してございます。今後ともよろしくご協力とご理解をお願いしたいと思います。

答弁としては、以上でございます。

(19番 稲岡正一君 出席 午後1時29分)

○議長(岩本雅雄君) 森本節弘君。

○3番(森本節弘君) 総務部長の答弁よくわかりました。合併特例債の利用計画、これがやっぱり新市のまちづくりの大もとでもあり、合併に対して社会資本の整備ができる予算、大きな補助費というのは、やはり特例債、これのみです。合併して、何がよかったか、何が悪かったか、特例債を使えるっていう、これ強みと弱みだと思います。使い過ぎても使わなくても、これ市に大きな財政負担またプラスになるかマイナスになるか、今のこの後期のまちづくりの中に、絶対必ずこの合併特例債の発行額の上限をやはり予想して組み込んでいただきたい。そのためには、後々のまちづくり計画の、あと4年残したまちづくりの計画で、どれだけの金額が発行できるかということを財政計画をシミュレーションしていかないと、償還部分がどんどん膨れてきて、やはり合併特例債の上限と、やはり私たちがしたい事業と両方同じような見方で、上と下から一番いいところを見出して、特例債を発行していくということで、予算の財政計画をしていただきたいと思います。

ちょっとひとつ、私の合併特例債の利用例で出してみたんですが、17年から26年までに、合併特例債、我が町は起債の限度額が222億円、これは基金の造成も含めてです。そして、これに対してのこれは充当率95%ですので、一般財源の持ち合わせ5%を見ますと、事業費は234億円ほどの事業費を見込めます。単純に、これ乱暴な計画なんですが、例なんですが、17年から26年までを均等に、事業費の198億円を均等に10年で割ってみまして、それに初年度に基金の積み立てを20億円を入れた部分でシミュレーションしてみます。そして、17年から26年までに発生する元金、利子、午前の答弁にもありました1.5、1.2ぐらいっていうことを言ってるんですが、1.5で利率を計算しまして、出てくる償還金の利子が約30億円ほど出てきます。これに対して交付税で措置されるのが176億6,000万円ほどが出てきます。一般財源が119億4,000万円、5%ですよね、それを12億円出てきます。そうすると、26年の発行が終わって、5年間の激減緩和を過ぎた時点で、阿波市の一般財源の持ち出しは平成30年、31年を境に、6億円ほどの一般財源の持ち出し金額となってまいります。要するにその

支払いの償還が終わるまでが、平成41年、総務部長に聞いたところによると、償還の事業費によっちゃ12年とか、長いもんでも20年の3年据え置き償還期間があるんですが、私どもは15年で一応立ててみたんですが、約90億円の一般財源が持ち出されま  
す。要するに、事業費は198億円の半分、3割とっていた一般財源の持ち出しが、本当を言うと、利子分等々を考えると約90億円もの一般財源の持ち出しが必要になります。要するに、222億円のいっぱいの特例債を発行することで、ほとんど半分に近い部分が、3割の負担で済むものが、半分ほどの一般財源の持ち出しが要るということ、私  
たちは認識しないといけないと思います。よって、やはり発行額を幾らまでに想定する  
か、そして事業を確実に、どういうものの事業をやっていくかっていうことで、特例債の  
利用計画が成り立つと思います。

そこで、今回新市のまちづくりの後期になって、前にも質問させていただいたんですが、私どもの26年までにそういうふうな計画と合併特例債の発行計画ができれば私は問題ないと思うんですが、これだけの部分を、この23年のうちに、もし計画的に決めれば  
いいんですけども、発行を26年までにやり終えられない部分の事業ができないとした  
ら、新市まちづくり計画の1年の延長が私どもの町にはあります。前にも質問したよう  
に、17年4月1日は、要するにその年度プラス10年、要するに11年ございますの  
で、27年度が終わるまでの部分まで延長が可能です。このまちづくり計画の延長の考  
えはございませんか。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 森本議員の新市まちづくり計画の延長の考え方はというこ  
とで、合併特例債の運用を、交付税と同じ平成27年度まで1年間延長できないかというご  
質問でございます。

これにつきましては、昨年の第3回定例会におきまして、議員の質問に答弁させてい  
たきましたように、新市まちづくり計画は、合併特例法第5条によりまして、合併市町村  
の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的としまして、合併市町村の一体性の速  
やかな確立及び市民の福祉の向上等を図るとともに、均衡ある発展に資するよう合併前に策  
定されるものでございます。また、新市まちづくり計画の事業内容及び1年間の期間延長  
につきましては、合併市町村において、市の将来を見据えた上で、真に新市まちづくり計  
画の変更が生じる場合には変更計画案を作成し、県と事前協議を行い、意義のない旨の回  
答を得た後、市議会の議決を得て、総務大臣及び徳島県知事へ変更計画の送付を行うもの

とされております。本市の場合、議員おっしゃいましたとおり、4月1日合併でございますので、合併特例法第11条の2により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年間に限り引用すれば、平成27年度までの合併特例債の活用は可能であると、このように考えております。

以上、このような要素を踏まえまして、阿波市としては、今後平成23年度に、予算化しております第1次阿波市総合計画後期基本計画を策定することとあわせて調整しまして、阿波市まちづくり計画に基づく普通建設事業検討部会でもさらに精度の高い計画を策定しまして、平成23年度中に議員の皆様方とご協議していきたいと、このように考えております。

基本的には、阿波市の場合、合併特例債の活用期限が終了しますと、議員ご指摘のとおり、過疎地等の条件不利地ではないので、現在の地方債制度の中では、普通交付税の基準財政需要額に高い算入率で、後年度に財政支援措置のあるメニューが見当たらず、現状では幹線道路等の整備の際、国の社会資本総合整備交付金の補助率60%でございますけど、これと合併特例債を活用すれば、いわゆる市の持ち出しが13.4%の市負担で事業の施工が行え、合併特例債を活用しない場合は40%の市の負担になるということを考えれば、新市まちづくり計画を1年間延長し、合併特例債を活用することが今後の阿波市の活性化に寄与するものと考えております。

また、前段で、議員から質問のありました庁舎の跡地の利用計画については、今後合併特例債が活用できるかどうかという不透明な点があるんですけども、これについても1年間の延長があれば適用するものがあれば適用できるということでございますので、今後ともこの点については前向きに検討して、先ほど申しましたように23年度中に議会とも相談して結論を出したいと、このように考えておりますので、ご理解、ご指導をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 森本節弘君。

○3番（森本節弘君） 合併特例債というのは、すごく便利なものなんですが、やはり怖いものでもあります。この野崎市政、中日差しかかりまして、この23年度、将来何十年、何百年先の阿波市の形が今できます。この今できる野崎市政っていうのは非常に大切なものがあります。この23年に、やはり財政計画を今回も総務部長や森口次長それから稲井農業委員会局長にそれと出口支所長、この方々どうか宿題として残さずに、お土産と

して残せれるような財政計画を立てていただいて、やはりこの23年に残りの阿波市の未来像がつかれるようなハード事業部分、また今のような跡地利用を考えて計画を立てていただきたいと思います。

部長申しましたように、137億円、やはり起債としては大きいようですが、今の答弁の中で出た部分ではやはりまだまだやり残すというか、大きなまだ事業が出てくるのではないかと思います。やはり、今年度ですんで、それを頭に、また発行し過ぎても大変なことになりますんで、今、乱暴な計画、利用例だったんですが、やはり全体的には平成30年、31年、32年、33年、このあたりに6億円規模の特例債だけの一般財源が必要になります。この時期は、何かというと、要するに段階的な措置が終わりまして、一本査定になってくる時期に当たります。これきのう総務部長の答弁で、14億円ほど減額になるのではないかという答弁を、そこまでいかんのじゃないかと言うんですが、もし14億円が減額になって、このシミュレーションのように、6億円のほどの一般財源、これ足すと20億円になります。20億円というのは、今の阿波市の財政の公債費が22億円です。ことしの公債費が22億円、これに匹敵するだけの一般財源を出さなくてはならないということになりますので、どうかこの23年度を目安に健全な財政計画と阿波市の未来づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、森本節弘、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで3番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（17番 原田定信君 出席 午後1時44分）

午後1時44分 休憩

午後1時57分 再開

（17番 原田定信君、18番 三浦三一君 退席 午後1時57分）

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番正木文男君の一般質問を許可いたします。

正木文男君。

○5番（正木文男君） それでは、議長の許可をいただきましたので、5番正木文男、一般質問に入らせていただいたらと思います。

後のほうになってきますと、だんだん皆さんがいいところをとられて、残りが少なくなってまいりました。できるだけ割愛をさせてもらいながらやらせてもらおうかと思っております。

今回、3点ほどお願いをさせていただいております。

1点目が、新たに建設を計画している交流拠点施設整備について、2点目が、阿波市未来のまちづくりのためのインフラ整備計画について、3点目が、阿波農業高校統合計画の状況と統合後の活用について、これなんかも森本さんと大分重なっております、少しばかり述べさせていただいたらというふうに思います。

それで、まず1点目、交流拠点施設整備についてということでございます。文化ホールを含む交流拠点施設整備への市長の決断に敬意を表したいと思います。まさに、野崎カラーの発揮であって、強い市長のリーダーシップの発揮じゃないかなというふうに思います。ときの菅総理に見習ってほしいなど、こういうリーダーシップをですね、思うところでございます。昨今の行政という中で、時代の要請として、行政の役割というものも変化しているような気がいたします。行政、何を求めるか、やはり福祉と安心・安全そして物から心へ、官主導から民主導へというような行政の流れというものがあるんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、阿波市における庁舎を含む交流拠点施設整備の計画、そういうものが市長のほうから示されたわけなんです。先般、全員協議会の資料の中でもるる説明がございました。その中で、新庁舎の建設に関しての考え方の中に、基本機能と付加機能という考え方を取り入れられておられるわけなんです。まさに、本当に理にかなった考え方かなというふうに思います。庁舎、本庁舎の建設というものについては、ちょっときょうは置いておきまして、トータル的に考えていく付加機能を含めた庁舎の建設ということなんですけども、その中で今回いただきました全員協議会の資料の中で、庁舎整備に求められる付加機能の考え方という部分があります。これからの時代の庁舎のあり方は、市民のための庁舎という理念が重要であり、広く市民ニーズを満足させるための視点が不可欠であると、市民が親しみを持てる庁舎として、市民が集い、交流の場として、市民の多様な利用に対応できる機能を持つとともに、災害時には防災拠点機能もあわせ持つ施設とすることが必要である。このような観点から、庁舎として本来必要な機能に加え、市民が集い、創作活動や学習、研修などに利用できる市民交流機能やさまざまな市民活動を育成、支援する市民協働機能の付加が重要であるという考えのもとに、本庁舎は行政の基本的な機能を

担う場所だと、それにあわせて市民に対しての行政の多様なニーズにこたえていく、そういう意味で付加機能を持った別棟の施設をつくられるという考え方なんです。ここで、考えておられる内容について検証してみますと、交流拠点施設の役割という中で、文化芸術活動の場、この中にこういう言い方をする人もおるんですね、文化の役割といいますか、文化の必要性、そういうとらえ方なんです、いろんな社会の中で、病院は人の命を救い、体を治す、文化は人の心を救い、いやし、感動を与える、ということを言われている人がおられました。まさに、その文化というものは、そういう側面もあるのかなという感じがいたします。それから、交流拠点施設の役割として、市民交流の場、憩いの場、市民の生涯学習や市民活動支援の場、防災拠点、備蓄広場、というような意味合いを持たせた施設が必要であろうという中で、そして後々の運用面を考えたときに、やはり別棟で、本来の利用というのは多分夜だとか土日だとかそういう利用が主になってくる、市民の活用を考えれば、そういうものがなってくるとしたら、別棟での管理というようなものが望ましいということで、今回文化ホールを含む市民の交流拠点施設の整備というものがご提案をいただいたわけなんです。じゃあ、それをどのような形で現実のものにしていくか、そういう中でいろいろ考えられると思うんですね。私は、今回、質問に考えましたのは、多様な活動形態が浮かんできます。具体的に、それらの内容をどのようにまとめようとしているのか、そしてやはり市民のためのものですから、その際市民の声をどのように反映させるのか、施設の運営にNPO法人等の民間組織を考えてもいいんじゃないだろうか、そういうようなことを合わせますと、やはりこの建設に当たり、計画するに当たり、広く市民の声というものを取り入れることが求められる。では、具体的にその方策として、どういうふうはこの市民の声を交流拠点施設の計画に当たり、市民の声をどういうふう、方策により、取り入れようと考えておられるのか、まずお伺いをいたします。

(17番 原田定信君、18番 三浦三一君 出席 午後2時  
01分)

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 正木議員からは、新たに建設を計画している交流拠点施設整備について、市民の声をしっかりと反映すべきであるというご質問をいただきました。昨日の志政クラブ原田議員の代表質問の中でもご答弁させていただきましたとおり、いよいよ来年度から新庁舎及び関連施設の建設の基本設計に取りかかっていると考えており

ます。そして、この基本設計を作成するに当たりましては、市民に親しまれる庁舎にするため、市民の皆様が利用する機会の多い案内、それから窓口、市民ロビー、市民交流機能といった共用空間部分について、市民参加により市民の視点から見た情報の提供や意見交換を行いまして、市民と行政との協働によるワークショップ的な会議を設置し、市民の皆さんの意見を可能な範囲で設計に反映させていくというふうな考え方でございます。これにつきましては、昨日市長のほうからも答弁申し上げましたところでございます。なお、会議の名称としましては、仮称でございますけれども、新庁舎建設アドバイザー会議として、委員構成としては、学識経験者2名、市民10名の計12名程度を考えておりまして、設計案について情報の提供や意見交換を行う場としたいと考えております。なお、この予算につきましては、平成23年度の当初予算の中の庁舎建設費の中で予算計上をしておりますので、ご承認のほうもあわせてよろしくお願ひしたらと考えております。

また、施設の運営方法としましては、設置自治体が直接運営する直営方式と、民間事業者も含めた外部組織に管理運営をする指定管理の方法が考えられます。どちらが、長所もありませんが、今後詳細な事業展開を検討していく中で、その目的を達成するためには、どのような手法が最も適しているか、先進地の事例等々も十分参考にしながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。よろしくお願ひします。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） ちょっと重なった部分があるかと思ひます。アドバイザー会議ですかね、そういうものをつくられて市民の声を聞いていかれるということなんですね。会の具体的な運用に当たりまして、本当に多分、私も後で言ひますけれども、いろんな市民の方が考えられると思ひますね、こういう機能があつたらいい、こんなにも欲しいな、いろんな場面で、いろんな層の人がそういう思ひを出されると思ひます。こういう箱物といひますか、間仕切りとか変えたら使える部分と、しかしながらやはり最初からしっかりと考えておかなければいけない部分というのもあるかと思ひます、市民の声をしっかりと聞いていっていただいたらというふうに思ひます。

それで、ちょっと今度はとつぴな話になるかもわかりませんが、この前全員協議会で参考資料いただきました、板野町の文化の館さくらホール、どういふ利用をされているか、大きなものだけちょっと述べてみたいと思ひますけれども、板野郡教育会館研修会総会、四国映画社親子映画会、浅野民謡会、板野町人権問題講演会、徳島県ボディービル

連盟ボディービル選手権大会、なんでも鑑定団出張鑑定大会 in 板野、というようなものが使われておるわけなんです。私の夢を語るんじゃないですけども、私だったらこういう機能を求めるかなと。まず、名画鑑賞会、宮本武蔵10部作とか、名画鑑賞会、それから大衆演劇の上演、これも大衆演劇も温泉村行きますと、かなりな年配の人が追っかけて、なんとか演劇団、本当に楽しみにして、それで楽しまれておられるというのもありました。それから、あと喫茶コーナー、簡易なですね。例えば、そこなんか小規模作業所、阿波市内にもあるわけなんです、そこの皆さん方が手焼きで焼いたクッキーだとか、そんなものを出すとか、それから新聞、雑誌コーナーとか、囲碁、将棋コーナー、生涯学習の開催、そういうようなものも考えられるんじゃないかなと思うんです。そういうふうに、私は今回の交流拠点施設整備、本当に阿波市の庁舎というものも確かに阿波市のシンボルという形で重要なものかもしれません、しかしながら阿波市のシンボル、阿波市の合併になって阿波市をまちづくりの方向づける拠点として、そしてまた市民を結びつける拠点としての活動の場、それに提供する場というものとして、しっかりと考えていけたらいいなというふうに思います。これもさっきの話かも知りませんが、これ再問ということで、お考えだけ聞かせてもらったらと思うんですが、その設計に著名な建築家の設計というものも考えたかどうかと、例えば安藤忠雄さんとか、安藤忠雄さんというのは瀬戸内海に島がありまして、美術村ですか、何かそういうのをやってまして、その建築設計をされとんですよ。結局それが一つの話になる、すごいど田舎の町で、交流拠点施設、ひょっとしたら市民会館的なものに、意味合いとしてなるかも知りませんが、あそこの設計を、おい安藤さんがやったんかと、そりゃ確かに金がかかるかも知りませんが、わかりませんが、やはり何かこうまちづくりという中でのイメージづくりといますか、そういうようなものも考えられるのではないかなということで、そのことについて再問ということでお考えをお聞かせ願います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 正木議員の再問にお答え申し上げます。

ご承知のとおり、平成23年度、庁舎の、23年度、24年度で庁舎の基本及び実施設計の債務負担行為を予算を議決を今回定例会で求めております。その運用につきましては、今後庁内のほうでどういうふうなものが阿波市にとって、よく言われております身の丈に合った庁舎の建設とするために、有名な建築家の意見を聞くのがいいのか、それともいろいろ全国の各市町村の事例等々を参考にしてするのがいいのか、いろいろ双方の面で

考えてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） とっぴな話かも知れませんが、しかしながら、私はこれからの世の中というのは、やはり過去にとらわれないアイデアといいますか、そういうことで行政運営というのにも求められるんじゃないかなと思うわけですね。私に対して、庁舎反対の旗頭やってました、えらい心変わりだなと言われるかも知れませんが、私、今、庁舎については、基本機能というような中で、それにつきましては、私の意見としましたら、それはもうここまできましたらやむを得ません、やるとしたら質素に、その分についてはできるだけ、これは私の意見として言わせてもらいます。庁舎の基本機能の部分につきましてはできるだけ質素でいいんじゃないかなと、必要最小限でいいんじゃないかなと、しかしながら市民のためになるもの、市民交流の施設、そういうものについては、しっかりと投資をして、将来の市民のために貢献できるということになっていければいいなと思ひます。まちづくりというのは、イメージが大事なんですよね。旧阿波町、安友町長時代、バーベナ・テネラの町、花の町ということで、地方公共団体で全国で一つ花博に行きました。あの当時、阿波町バーベナ・テネラの町で住みたいなことで、そういう話題にもなったこともあります。やはり、町というのはそのイメージづくりというものも考えていかなければいけないんじゃないかなと思うわけです。阿波市をどういうイメージにしていくか、私思うに自然豊かで文化の薫るまちづくり、あそこに行ったら自然も豊かだ、野菜とか農業の産品もあって、おいしいものがある、野菜がある、果物がある、そして何か行くと、温かい文化の薫りがする、いろんな趣味の持っている人が集っているな、そんなまちづくりというものもイメージしていいんじゃないでしょうか、そのことがまさに「あすに向かって人の花咲く安らぎ空間」阿波市まちづくりというものに結びついていくのではないかなというふうに思ひます。期待を込めて、この項、交流拠点施設整備についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、2点目、インフラ整備計画についてということなんです。これについては、もうかなりたくさんの方が言われてきました。あえて、こういう形で出させてもらいましたのは、昨年10月、建設計画検討委員会というものを開かれて、阿波市でのいろんな建設計画、ハード面での投資というものに対して検討していただいたということ、そ

れでいいかなとは思いますが、今までどうもその進め方として、3年ごとのローリング方式というようなことで、余り先の計画というものが見えなかったわけです。

しかしながら、私が常々言っておりましたのは、先ほど森本議員のお話にも出てきました合併特例債、この打ち出の小づちとまでは言いませんけども、これをうまく活用して、しっかりとできるときに、社会基盤整備できるとき、その時点において将来のまちづくりの基礎というものを有利な財政がある中で、やっておくべきじゃないかなという思いで、じゃあインフラ整備5点ほど挙げさせてもらいました、5項目ですね。

1、市内道路交通網の整備、学校施設の改修及び耐震対策、市営住宅の整備、上水道の整備、土砂災害、浸水災害の等の防災対策という項目について、平成26年度ぐらいまで、その間での全体の中で、どれぐらいできるんだろうかという意味で、例えば、1、市内道路交通網の整備につきましては、幹線的市道や、生活道路の整備について、平成26年度末までにどの程度の整備をしていくのか。また、県道については、どこを重要としてどういう形で要望していくのか。2、学校施設の改修及び耐震対策については、市内10の小学校、4つの中学校の整備のために、全体事業費が幾らで、平成26年度末までにどれだけ完了するのか。市営住宅の整備、阿波市営住宅ストック総合活用計画が示されたが、73団地、1,053戸について用途廃止も含め、どのような全体整備構想があるか、そのうち、平成26年度末までにどの程度の整備を行うのか。上水道の整備、阿波市上水道の全体整備計画はどの程度の規模で、そのうち平成26年度末までにどの程度の整備を行うのか。土砂災害、浸水災害等の防災対策につきましては、市民生活に想定される災害は、地震災害と浸水災害である、特に身近な災害として考えられるのが、土砂、浸水災害である。現在、防災マップや土砂災害防止法に基づき、ハザードマップ等がまとめられている。災害の発生が予想される地域はたくさんあると思うが、そのうち合併後において、事故や災害が発生した箇所、被害を受けた戸数はどの程度あったのか、そのうち県事業や市事業でどの程度対応しているのか、未着手箇所については、平成26年度末までぐらいにどういう程度の対応が可能なのかどうかという点で、簡単に結構ですので、つかみで結構でございますので、お答えを願ったらと思います。

○議長（岩本雅雄君） 西村建設部次長。

○建設部次長（西村賢司君） それでは、正木議員の一般質問に答弁させていただきます。

阿波市の未来づくりのためのインフラ整備計画についてということで、その中での合併

特例債が使える平成26年度までの項目について、整備計画とその事業量、事業費についてということでございますので、まず建設部の関係する2つの項目につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の市内の道路交通網の整備でありますけれども、市内の主要幹線の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業、これは補助率が60%で、残りを合併特例債を活用して整備する計画といたしております。この事業によります平成23年度からの26年度までの計画といたしましては、市内で8路線の整備を計画しております。毎年度の事業費を3億円前後と予定いたしております。特に、新庁舎周辺とそれに関連する道路につきましては、重点を置きまして、市内全域のバランスのとれた整備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の項であります、項では3点目ですけれども、3点目の市営住宅の整備についてお答えしたいと思います。

市営住宅の整備につきましては、これは運営に際しまして、使用料、家賃の収入が見込まれますので、合併特例債の活用は該当いたしません。それで、公営住宅整備に当たっては、国費の地域住宅交付金、これは補助率が45%ですけれども、この活用と公営住宅建設事業債の充当が可能というふうに考えております。今後は、この本年度に策定しましたストック総合活用計画に沿いまして、計画的な事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。それで、平成26年度までの計画期間、前期における整備につきましては、これにつきましては平成23年度におきまして、国への事業採択の申請やまた実施計画の協議等を進めるというふうにしております。

次に、この計画での24年度からの26年度までの3カ年の整備の対象団地としましては、市営住宅の中で老朽化が最も著しい、また新規の入居者の入居停止を以前から行っております阿波町の東条団地について、近隣の小規模団地を集約化して、統合的な建てかえ事業に取り組む予定といたしております。

また、長寿命化の改善といたしまして、老朽団地においては、屋根の防水性能の向上や外壁等の塗装、景観改善を行う計画と予定をいたしております。これらの事業規模や事業費につきましては、先ほど申しました23年度の実施計画の中で策定する中で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で建設部関係の項目の答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 正木議員のご質問のうち、学校施設の改修及び耐震対策について、平成26年度末までの事業量、事業費というご質問でございます。

ご質問にありましたように、市内には小学校が10校、中学校が4校、計14校ございます。そのうち、1中学校につきましては、新耐震基準ということで、耐震補強の必要な学校につきましては、1校除きまして合計13校となります。それで、平成22年度末までに5校、小学校では3校、御所小学校につきましては、既に改築を行っております。また、耐震補強につきましては、伊沢小学校、土成小学校、土成小学校につきましてはほとんど完成をいたしております。中学校につきましては、耐震補強で、土成中学校、市場中学校、市場中学校につきましても、現在ほとんどの工事が完了いたしております。ということで、残る学校数につきましては8校ございます。この計画につきましては、昨年第4回定例会におきまして、阿波清風会樫原伸議員の代表質問に、I s 値の低い施設から実施するとお答えをいたしております。申し上げますと、平成23年度には、久勝小学校と一条小学校、平成24年度は阿波中学校と大俣小学校、平成25年度は市場小学校と林小学校、26年度につきましては八幡小学校と柿原小学校の合計8校をお答えいたしました。ただ、今、お答え申し上げましたが、23年度実施予定の久勝小学校と一条小学校につきましては、国の平成22年度補正予算に余剰金があるという連絡をいただきましたので、前倒しで実施いたしたいということで、今議会の平成22年度補正予算第7号で4億8,883万9,000円を計上いたしております。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、この今申し上げました久勝小学校、一条小学校の耐震補強が完了いたしますと、平成23年度末の耐震化率が77%となります。それで、順次申し上げますと、平成24年度末の耐震化率につきましては85%、25年度末は91%、そして26年度末には100%となります。子供たちが、安全で安心して学校教育が受けられるということになります。

もう一点の事業費というご質問でございますけれども、平成24年度以降の事業費につきましては、まだ実施設計ができておりません。そういったことで、非常に精度の低い数字となりますので、今回ご答弁についてはご容赦をお願いいたしたいと。

変わりまして、これまで改築を含めます耐震補強実施済み事業費についてお答え申し上げたいと思います。事業費につきましては、約20億円を要しております。そして、きのう、きょうと総務部長のほうからお答え申し上げますように、23年度以降の耐震

補強事業に充てる合併特例債、これにつきましては7億1,960万円ということになっておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（岩本雅雄君） 森本水道課長。

○水道課長（森本浩幸君） 正木議員の一般質問に答弁させていただきます。

上水道の整備ということでございます。上水道の整備につきましては、第1次阿波市総合計画及び阿波市水道ビジョンと整合性を保ちながら計画推進をしていきたいと考えております。ご質問の阿波市上水道の全体整備計画でございますが、平成22年度から平成31年度までの10年間で計画しております投資額は約24億円を想定しております。その具体的な施策内容につきましては、基幹管路の耐震化、水源開発、老朽管の更新、基幹施設の耐震化等を予定しております。

次に、そのうち平成26年度までにどの程度の整備を行うかということでございますが、主に水源の開発及び老朽管の更新並びに基幹管路の耐震化に重点を置いて実施していきたいと考えております。まず、平成22年度から23年度にかけて、継続して実施中の、市場水源開発に伴う施設整備工事があります。内容につきましては、取水井戸築造、電気室築造、ポンプ操作盤設備、紫外線滅菌築造、導水管布設工事等でございます。事業費は約4億1,000万円を予定しております。また、24年度からは、老朽管の更新と基幹管路の耐震化を年次的、長期的に実施していく計画であります。平成24年度から平成26年度の3年度分の事業費につきましては、約5億円ほどを想定しております。なお、合併特例債につきましては、財政課とこれからよく協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 正木議員の5番目、土砂災害、浸水災害の防災対策について答弁させていただきます。

阿波市におきましては、平成17年4月1日の合併から現在までの間、土砂災害や浸水による被害の状況でございます。平成17年の台風14号によりまして、阿波町中ノ坪地区で床上浸水が1件、平成21年9月の台風9号によりまして、市場町尾開地区で一部損壊が1件、市場町香美、興崎で床上浸水が計3件発生しております。

以上が発生状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本雅雄君） 西村建設部次長。

○建設部次長（西村賢司君） 正木議員の質問の中で、5点目の土砂災害に対する、浸水災害等の防災対策ということでお答えしたいと思います。

防災対策につきましては、合併特例債は活用できません。そういったことで、26年度までの整備の方針につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、災害には、台風や大雨時におきまして、山間部での土砂の流出や軟弱な山肌での地すべり、また吉野川沿いでの低地部での住宅の浸水被害など、たくさんあります。このような被害地域への防災対策としましては、実際に被害が発生して、その状況によりまして、その対策工事を実施するということがほとんどであります。災害の発生を事前に予測してでの対策というふうなことまで至っていないのが状況であります。特に、近年の大雨等による災害の発生箇所につきましては、早急な対策をとる必要があると思います。河川や排水路など、土砂のしゅんせつなどにつきましては、市単独でできるものにつきましては、整備をしているところでございます。しかし、阿波町の東川原地区や市場町の大野島地区、こういった浸水地域での排水ポンプの設置や増設など、それから山間部での砂防堰堤などにつきましては、県及び県とか国土交通省に対しまして、整備の要望をしているところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） 5項目について、今後の計画等ご説明をいただきました。その中で、2番学校施設の改修及び耐震対策、本当に教育委員会、ご努力いただいて、うまく波に乗れたんじゃないかなと思うんですけども、打つ手が早かったというような中で、平成26年度末で耐震化率100%になっていく、我々は途中で阿波中学校なんてのは、新築というような話もしておりました。しかしながら、こういう状況の中で、大規模改造なり耐震対策、そういうものでまず全体を整理していかなければということでの流れで進んできたわけなんですね。これも、やはりまず安心して子供たちが勉強できる場の確保がまずできるということで、本当にご苦労さまでした、といいますか、まだこれからですけども、計画に沿って確実に進んでいただけたらなというように思います。

それから、市営住宅の整備、本当に市内見渡してみましたら、まだくみ取り式のトイレがあつたりとか、かなり老朽化しているところがあります。そういうものをどう整備するんだというような懸念の中で、このストック総合開発計画というもので、現状を把握し

て、そして残すもの、補強するもの、新たに建てかえるものというような形のまず構想をつくられておられます。来年度で、具体的にどういう形でやっていくかに着手されるということですので、やはりそういう計画の中で進めていくということで、その流れの中でお願いしたいなと思っております。

それから、上水道、インフラ整備の中で、生活用水、これは基本の基本ですよ、上水道の整備というものを市場地域の人が水源が割と軟弱であったと、軟弱といいますか、供給が不足される懸念があったという中で、今年度水源地の開発、そういうものも進められた。それから、過去においては、石綿とか、そういう悪い管というものも布設がえが行われたというようなことで、かなりな部分は進んでいってるんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、かなり長い管路のほうがあるわけなので、計画的な推進ということ、これは通常の更新的なものもあろうかと思えます、そういう流れの中でやっていくわけなんですけれども、基本的なところは、上水道の整備については進んでいるのかなというように気がいたします。

この市内道路交通網の整備、これにつきましては、市庁舎へのアクセス道路の整備、この優先というのがまずやはりやむを得ないといいますか、まず求められるところではないかなというふうに思います。私、提言といいますか、こういう中で、県道、まだ市道とかについてはそういうことなんですけど、県道についてはどんなところを重点的にといいますか、要望していく、まず市としての要望があって、県もその流れの中でやっていくわけなので、市としてどういう要望をしていくのか。それから、私ちょっと前にも言ったんですけど、幹線道路には、多分計画されておると思うんですけど、自歩道の設置、自歩道の設置をするということによって、私は前も言いました電動カー、これからお年寄りがふえていく中で、電動カーの運行というのがふえてくるように思うんですね。私なんかもそのうち使わせてもらうようになるかもわかりませんが、やはりお年寄りに優しい町というような中で、幹線道路については、その道路計画の理念といいますか、そういう中に自歩道の設置をして電動カーが安全に通行できる、生活道路につきましては狭いですから、そこは車の運行速度も遅いわけですからそんなに要らないわけですけど、幹線道路についてはそういうようなものも考えるべきでないかなということ、今、言いましたように、道路整備につきましては、県道についてはどういうところを重点的に要望していくのか、それから幹線道路、県道も含めますけども、自歩道の整備網といいますか、そういうものを取り組んでいただきたいなということについて、ちょっとご意見をお伺いしたいと思いま

す。

それから、排水対策については、ちょっともう一遍改めて申し添えさせてもらいましたら、これからの防災対策、地震対策も確かに大事です。地震対策もいつ起こるかわからない、しかしながら確実に起こることも想定されてます。しかしながら、まず我々日常生活の中で、喫緊に懸念しなければいけないのは土砂災害、それから浸水被害ですね、そういうものが本当に懸念されると思うわけですね。今、県のほうが主体になって、市のほうでも対応してますけども、土砂災害ハザードマップというのをつくられておられます。これは、土砂災害防止法に基づいて、ソフト面でどう避難するかだとか、どう連絡体制をするかということなんですけれども、これにあわせて危険箇所、それから被害が起こった箇所というところも一応整理はしていつておるわけですね。ですから、過去において、確実に被害が起こったところについては、それなりの対応というものを確実にしていくべきだと思うんですね。例えば、河川につきましても、危険な箇所等については、やはり危険箇所としてだけ位置づけで書くだけでなく、これに対しての対応、河川の護岸が弱いところについては、しっかり申していくという中で、ソフトプラスハード面、どういうふうなそこを対応していつてるかということの整理もすべきと考えますがどうでしょうかという2点ですね。お願いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 三宅副市長。

○副市長（三宅祥寿君） ただいま正木議員から、今後の道路整備等の中で、特にまず県道あるいは自歩道について、どういった方針で県に要望し、また考え方として持つてるかというご質問がございました。

まず最初の県道の整備についての要望ですけれども、これにつきましては、機会あるごとに本市の道路整備を県なり、国にもお願いをしております。現在、要望している地域、たくさんあるんですけども、その中で、今、阿波市として一番強くお願いしてるのは宮川内牛島線の西条大橋から鳴池線までの間でございます。これにつきましては、この路線が318号のバイパスとして、全線改良して初めて効果を発揮するわけでございます。ですから、県に対しては、何よりもこの早期着手をお願いをいたしております。それから、県道鳴門池田線、これについては、本市のまさに骨格となる幹線でございます。各地で自歩道の整備あるいは交差点改良もやっていただいております。この事業区間については、たくさんございますけれども、それぞれについて早期の改良なりをやっていただくようお願いしております。それから、それ以外には、今回新たな庁舎位置にも関連しますが、船

戸切幡上板線、これは土成でもバイパス工事区間もございますし、また部分的な局部改良の必要性もたくさんあるということで、お願いをしております。それから、県道香美吉野線、これについてもいろんな農作業の出荷の、非常に利用の多い道路でございます、そういった改良もやっていただきたい。そして、この阿波町地区では、志度山川線、これについては、現在東原工区1.7キロの区間で、県においてバイパス工事が行われております。この改良につきましては、これは吉野川市、そして神山町、さらには那賀町、海陽町につながる国道193号とあわせまして、四国横断線改良促進期成同盟会というのがございますけれども、この同盟会といたしましても要望しており、昨年12月には岩本議長、そして藤川産業建設常任委員長にもご一緒に行っていただきまして、四国地方整備局そして徳島県にも早期の整備をお願いいたしております。そういったことで、道路整備については、機会あるごとに県に要望もいたしております。なお、自歩道でのその電動カーが通れるようにというご要望なり、ご提言ございました。これについては、まさに今後の高齢化社会、あるいはユニバーサルデザインの考え方の中で、当然に電動カーあるいは小さなお子さんから高齢者まで、安全に通れるような形というのが必要になるというのは申すまでもないと思っております。現在は、自歩道の整備については、たしか自歩道で、自転車も併用して通行できる場合は3メートルとかですね、一定の基準が持たれておりまして、それに合わせた整備ができておりますが、まだ古い規格の歩道なりでは、そこまでの幅員がとられていないというところもあろうかと思えます。これにつきましては、今後の整備については、ぜひそういう部分での自歩道のしっかりした規格での整備もお願いしていきたいと思っております。

それと、もう一点、土砂災害等へのハザードマップについての関連したご質問でございます。

ハザードマップというのは、なかなか危険箇所についてのいわゆるハードでの災害の防止というのが及ばない場合も含めて、住民の方々にいかに意識を持っていただいて安全に早期の避難をしていただくかと、そういう意味での地図をつくっているということでございます。ただ、あわせて、その危険箇所についての整備が必要だというのは、ご指摘のとおりでございます。いろんな危険箇所の、例えば地すべり地域であるとか、急傾斜崩壊地、あるいは浸水常襲地帯、災害の対応がいろいろ異なりますので、それについては県なり国土交通省とも十分協議をしながら、急ぐところについては早くやっていただくようお願いもしてまいりたいと考えております。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） ありがとうございます。

やはり、計画的な推進、そしてまたある程度の意図を持ってといいますか、プランを持って、物事を推進していくということが大事じゃないかなと思うわけですね。志度山川線ですね、この辺が、ちょっともう私の意見といいますか、要望という形で述べさせてもらいましたら、志度山川線、確かに我々まず望むのは、この中央道路、農免道路ですね、そこまでの接続というのが一番ではあるわけなんですね。しかしながら、この県道志度山川線といいながら、香川県までつながってないんですね。やはり、路線的にはあるわけですが、自衛隊道路というような形で、路線の傾向はあるけども、現実では車は通れないというような状況があるわけなんですね。これも、先ほどの防災対策とあわせたときに、この協議会がありましたときに、その伊沢谷地域というんですけども、幹線道路この志度山川線しかないわけですね、どっかで災害が起こると、そこで缶詰状態になってしまうわけですね。どちらへも行けない、袋詰め状態になるというような面もあります。そういう面から、そういう観点からいいますと、本来あるべき姿、つながる道路の行きどまりというのは。これちょっとあれでしたかね、やはりつながるといことも大事なんで、またそういうようなところも加味していただければというふうに思います。

今、来年度予算、国のほうの骨格が示されております。たまたま、私これ農林水産省の来年度の予算の概定というものを見ておるわけなんです。その予算の傾向の中で、農山漁村地域整備交付金、22年度は1,500億円あったんですね、それが来年度は318億円に、がた減りなんですね。トータル1,408億円になっているんですけども、1,090億円というのが一括交付金という形でくるわけなんです。何が言いたいかと言いますと、私はやっぱり先、先プランを持っておく、そのことによって、いろんな形で即対応できるという面もあります。教育委員会がやられました一条、久勝小学校についても対応できたわけです。それから、プランを持ってることによって、それを説明していかないと、何でもないけど、ただこндаけくださいという世界ではないわけです。やはりきっちり裏を持って、こういう形で必要なんだから、ここにこндаけのものが必要なんだから交付金という形を適用させてもらいたいというような状況になってくるんじゃないかなと思うわけですね。そういう意味で、現に建設計画なり、来年度阿波市第2次総合計画というのをつくられるわけなんで、その辺のところもしっかり押さえられて、していっておかれるほうが肝要じゃないかなというふうに思います。

それから、3点目、阿波農業高校について、これも森本議員かなり言っていました。私からの質問としては、現に統合再編に向けて、来年度吉野川高等学校ということで進めておられるわけなんですね。その高校ができますと、実習施設はそのまま残して活用するというような中で、特色ある教育の実現のためにということで農学科、農業科学科、生物活用科というものの設置が予定されていると。その教育方針として、地位に根差した両校教育の伝承、そして融合、発展を図る、2として地域と連携し、地域の活性化に資する実践的教育の推進に努めるというような理念が書かれておるわけなんです。で聞いてみると、統合後の利用形態とか活用方法そのものがまだ十分じゃないという、まだ県とも協議が進んでないということなんです。森本議員は、その跡地の中で、特別支援学校としての活用という提案をされました。私は、もう一つ別の角度から、農業高校なんで、本来農業としてのいろんな場面があるわけです。ですから、農業情報発信の場、農業支援センター的な機能を持った施設として残せないだろうか、過去においては、川島農業改良普及所というのがありましてその市場支所とか、そういうようなものもありました。せっかく、農業高校の実習の場だとか、あるわけですね。同じ県の施設ですね、川島の農業支援センターの件ですね、同じ県の職員同士という流れの中で、阿波市農業のいろんな情報なり、主管研究機関につないでもらえるだとか、農業関係での交流の場というような形で、農業情報発信の場、農業支援センター的な機能を残した形での活用というものを阿波市として県のほうと協議をされたらどうだろうかと思うんですが、それについてご意見をお伺いいたします。

○議長（岩本雅雄君） 田村産業経済部長。

○産業経済部長（田村 豊君） 正木議員のほうからご質問の再問ございました阿波農業高校跡地の利用についてというふうなことでございますけれども、農業情報発信の場、また農業支援センター的な機能を持った施設として利用をしてはどうかというふうなことでございます。これにつきましては、現在、産業経済部におきましては、そのような具体的な計画は持っていないところでございますけれども、今後におきましては、農業の情報発信の場、農業支援センター的な議論を持った施設というふうなことで、議員からご提案をいただいた内容、また先ほどの森本議員の質問の中でもございましたけれども、森本議員は教育施設として利用したらどうかというふうなこともございますので、今後につきましては、教育委員会と十分協議しながら、跡地利用について検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 正木文男君。

○5番（正木文男君） ありがとうございました。

これは、相手さんがあることで、相手が県ということですので、しかしながらいろんなアイデアを持って、まず言うてみなければ始まらないわけなんで、そういう中でまた取り組んでいただいたらというふうに思います。23年度、合併になってもう半分過ぎていくわけなんで、さきに質問された議員の皆さんからも出ましたように、阿波市の骨格と申しますか、そういうものが固まりつつある、方向ができてくるという状況にあると思います。これからまた腰を据えてともに皆さん方とよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本雅雄君） これで5番正木文男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がございましたので、これから私の一般質問を始めます。

1番から順じて、開かれた市政についてということで、市民からの情報及び資料開示、公開に対してどのようにされているかということと、2点目に、阿波市発注工事の公共事業に係る行財政運営のあり方について、3点目に新庁舎建設についてを質問をしてみたいと思います。

開かれた市政ということで、地方自治制度上、有権者から負託を受けているのは市長だけではありません。議会議員もまた同様に、有権者から負託を受けております。議員の場合は、行政に対してチェック・アンド・バランスの観点から行政を監視する役割を負っております。その監視を実質化するには、調査のために種々の行政情報や行政文書を入手し、精査する必要があります。それがなければ有意義な討論と議会活動を十分に行うことはできません。全うできなければ当然市民からの批判は免れません。こういう事態にならない

ように、開かれた市政に対していかなければなりません。行政は秘密主義になりがちで、公開条例はあっても、個人情報保護法を盾にとりがちで、はっきりしないところも多大にあると思います。そこで、市民からの情報及び資料開示、公開に対してどのようにされているか。それと、最終決定はだれがされるのか。もう2点目は、下の2項目めの土木行政についての中で、情報公開を求めましたけれども拒否されたものもありました。それは、工事内訳書、工事費積算内訳書、施工体制台帳がありました。これは、どういうことか理由を説明していただきたいと思います。また、拒否された法的根拠はどこにあるのか。法律と条例は、どちらが優先されるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 池光議員からは、市民からの情報、資料開示、公開に対してどのようにされているか、請求された場合ということでございます。市が保有している情報を市民のために応じて公開する制度は、阿波市情報公開条例や施行規則などに基づいて運用しております。情報公開条例は、市民の情報の公開を求める権利を明らかにすることにより、市民の市政への理解と信頼を深めるとともに、公正な行政運営の確保と市民参加による市民への一層の推進を図り、もって地方自治の本旨に即した市勢の発展に寄与することを目的としとります。具体的には、市民から公文書の公開に係る相談を受けた場合、公開の手続を説明するとともに、求める情報の内容を十分聴取しまして、文書の特定をします。そのとき既に公表を行っているものにつきましては、入手可能な窓口ご案内しますが、それでは対応できない公文書の場合には、情報公開制度による手続をとることになります。手続方法としまして、公開請求者は最初に文書を特定するのに必要な事項などを記載した請求書を市に提出することになります。それを受けて担当課では、公開請求に係る公文書を保有しているかどうか、また非公開情報が記録されているかどうかなどを検討した上で、請求があった日の翌日から14日以内に公開するかどうかを決定し、公開請求者に通知してから、文書の閲覧また写しの交付により公開するという流れになっております。市は、原則公開の立場に立ちまして、公文書を公開しなければなりません。個人情報保護などの観点から、すべてを公開することはできません。それについては、非公開情報としての条例に規定があり、例えば個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものや法人などに関する条例では公にすることによりまして、その法人の権利や競争上の地位などを正当な利益を害するおそれのあるものには公開しないこととなっております。そこで、公文書に非公開情報が記録されている場合は、その部分を除いて部分公開

とし、それができない場合は非公開としています。今後においても、市が保有する公文書は原則公開の立場に立ちまして、個人情報の方にも配慮しながら、市民の期待にこたえるべき、適正な情報公開の推進に努めたいと思っております。

非公開や部分公開の決定はだれがするのかということでございますけれども、ご質問の非公開や部分公開などの決定につきましては、事務取扱要綱の決定の決裁において、公開請求に対する決定は阿波市事務決裁規定の定めるところによりまして、部長、事務局長、及び教育長の専決といたします。ただし、必要が認めるときは上司の決裁を受けるものとするとの規定があります。通常の場合、部長等との決裁により決定しておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 西村建設部次長。

○建設部次長（西村賢司君） 池光議員の質問の中で、さきに公開請求した件で、公開しなかった部分、その理由についてということでございます。これについてご答弁させていただきます。

ご質問の公開請求につきましては、平成22年11月1日付での公開請求の件だと思えます。これにつきまして答弁させていただきます。

請求のありました公文書は、姥御前牛島停車場線改良工事における現場代理人と主任技術者の名簿、それから施行体制台帳、入札書及び工事費内訳書、指名願の技術職員名簿でありました。

次に、この請求のあった中で、公開をしないとした部分が6項目ございます。1番目が請負業者の印影、2番、委任状及び入札書における代理人の印影及び住所、3点目、現場代理人、主任技術者または監理技術者、専任技術者の生年月日、顔写真、登録番号、雇用年月日、それから4番目が指名願の技術職員名簿、5番目、工事費内訳書、6番目が請負額200万円未満の工事における施工体制台帳でありました。その6項目以外につきましては、すべて写しによりまして、交付をいたしております。

その6項目の公開しなかったという理由につきましてご説明申し上げます。

先ほど申しました1番から5番につきましては、情報公開条例第8条2項の第2号と3号であります。その内容を説明申し上げますと、1つは個人に関する情報、それから特定の個人を識別することができるもの、または個人は識別することはできませんが、個人の権利や利益を害するもの、2つ目は、法人その他の団体、それに関する情報または事業を

営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの、この2点についての理由で1番から5番については公開をしませんでした。それから6番目につきましては、この工事の請負額が200万円未満でありました。このため、200万円未満の工事につきましては、業者からの施工体制台帳の提出義務がありません。そのため、この工事におきます施工体制台帳は存在しませんので公開ができませんでした。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、部長のほうからは、答弁がありました。これは、一般的な答弁だろうと思います。ただし書きのところに、必要と認められるときは上司の決裁と、これ最終的には市長の判断だろうと思います。私も、そういうことで去年、今、西村次長のほうから答弁がありましたけれども、情報の開示を求めてきましたけれども、感じたことは時間がかかること、また手続上非常に面倒である、どう見ても開かれたと題することから考えたらほど遠いように思います。市民から開示を求められたら、迅速かつ丁寧に簡素化できるようにしていかなければならないと私は思います。それと、肝心の工事内訳書、算定内訳書がなかったら、これはチェックができません。これは、チェックするということについては、議会、議員に与えられた権限でございます。言うまでもなく、特に検査権、調査権を否定することになりかねないように、私は思いますけれども、そのあたりのところを市長に答弁していただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 三宅副市長。

○副市長（三宅祥寿君） ただいま池光議員から、情報公開請求に際しての時間等の問題、それから内容の問題がご質問ございました。

まず1点目の迅速そして丁寧という問題につきましては、情報公開の請求の際には、14日以内にその内容についての判断をして、速やかに市民の方々に情報公開を行うという規定になっておりますが、その内容において十分資料等の確認をするという場合もございますので、その時々で若干要する日が変わってくる場合もございます。ただいまお話のように、市民の方々にはわかりやすく十分ご説明するように、これは市としても今後とも努めてまいりたいと考えております。

それと、もう一点の工事費の内訳書についてチェックができないということでございますが、この工事費の内訳書というのは、入札書の提出の際にあわせて事業者さんから提出

いただく工事費内訳書のことを指しておいでるかと思ます。ただ、工事費の積算に際しましては、それぞれの事業者が独自の算定でみずから金額を積算して入札に臨んでいただくという原則でございます。その個々の内訳の、特に数字が入ったものにつきましては、その事業者の営業上の問題等もあり、これをいたずらに公開することは正当な営業行為に問題が生じるのではないかという判断のもとで、今回金額については公開ができないという判断をされたのだらうと思ます。先ほど、西村次長からご答弁申しましたように、この情報公開条例の中でも、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するものと、そのおそれがあるものについては公開をしないということでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思ます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 今、副市長のほうから答弁がございました。これは本当に大事な問題で、やっぱりチェックができないと当然何をやられているやらわからんと、こういうことはあってはならんのです。ですから、私どもは二元代表制の意義を十分尊重してもらわなったら困ると思ます。それが、どういうことかと言ったら、行政情報は基本的には議会においても行政側と同程度に共有されていなければ有意義な討論と議会活動も行われぬものであります。情報の平等性をなくして自由な討論、そのほか議会活動を議員は行い得ないわけないんです。そもそも、議員に対して、市民同様に情報公開条例によって資料請求をするように行政側が主張する自体ちょっとおかしいなと私は言わざるを得ないと思ます。行政情報や行政文書の公開は、民主主義の価値の実現や手続における公正さの確保等のレベルにおいて根幹をなす最も基本的な重要なものであるはずであります。それを行政側はどういった基準、根拠に基づいて、議員が二元代表制の原則に沿って、提出を要求した行政文書について出す、出さないの決定をどういうふうになつとんかなと私はこれを不思議でかなわんと思ますけども、民主的な組織統制の観点から非常にゆゆしき事態であり、私は問題と言わざるを得ません。また、これで果たして、法治行政、つまり法律による行政の原理に基づいた行財政運営がなされているというのは疑問を持たれる自体が変だなあと思ます。

そういうことで、ある行政学者の言葉を引用しておきたいと思ます。この方は、今村さんといひまして、大学教授で日本行政学会の会長も歴任された方であります。公共サービスと自治体の役割と題する論文の中で次のように主張されております。行政側の一方的な都合などではなく、したがって行政側がその判定権を独占するかのようない思込みに基

づいて認定する公共性、つまり行政的公共性ということですが、その行政的公共性の水準であってはならない、市民的公共性の基準こそが重要であり、各自治体はみずから担当する個々の行政サービスの一つにおいて、その行政的公共性を点検し、吟味することが求められておると。今の、これは今村教授はこのように言われて、まさにそのとおりだと思います。この問題につきましては、そういう答弁でございますので置いておきたいと思いません。

続きまして、2点目の問題に入ってまいりたいと思います。

1つは、阿波市においても、土木公共事業は減少している、地域に与えている影響も多大な面がございます。経済の不況下のもと、市民の生活も非常に悪化している状況でないかと感じられます。そこで、市の発注の公共事業に係る行財政の運営のあり方、市の発注工事をどのように考えているか、答弁していただきたいと思えます。

それと、1点目の姥御前牛島改良工事第1分割における竣工、供用開始の市側の対応について、これは去年の9月、12月議会のときに、委員会時の質問、課長の答弁をもとに質問をしてまいりたいと思えます。事実関係から入っていきたくと思えます。竣工承認して供用開始間もなく、当該施工部分の道路が下がり始め、平成21年7月ごろには、かなりの程度まで下がっておりました。普通に運転をしても、ある箇所ではがくんとなり、車両運転中驚いてしまうほどの段差ができていた状況でありました。そして、通行車両をよく見ていると、当該不良施工の箇所はできるだけ通らず、避けて反対車線を走行しておりました。もっとも反対側車線に対向車がないときに限られますが、対向車両がある場合には、当該不良施工箇所を通らざるを得ないわけでありました。がくんと車が跳びはねているところでありました。この事態は、車両運転上不便であるし、また視界の悪いときは危険であるということはいうまでもありません。また、自転車や歩行者が通行するところにおいても特に雨天時には雨水のたまり水をかけられたりする場合があります。公の施設である市道としては、お粗末な、少なくとも半年以上続いてきたように思えます。このような事態に対して、辛抱しかねた市民が、匿名ですけれども、平成22年7月ごろに市役所に苦情を申し入れしたそうでありました。その市民によりますと、交通上不便で危険であるから早急に修繕してもらいたいと、また工事完了後1年も経過していないのであるから瑕疵担保責任を施工業者に追求すべきであることなどの話を市の職員に電話をやりとりをしたそうでありました。ところが、市のほうはその聞き入れを入れずに、8月下旬ごろ私のところに相談に来たわけでありました。また、そのときに現場に職員の方に来てもらうよ

うに申し上げました。見に来てはいただけました。そして、9月議会の委員会においても、工事完了後間もないのに、当該に当たる道路についてその悪さを聞いたわけでありませう。その際に、私が質疑した答弁は、このように当時課長に答弁していただいたものでございませうけれども、市の施設である当該道路の立地条件をその地盤が軟弱であり、地盤沈下は仕方がないことである、またマルナカ吉野店衣料品館が立ち退きするように、拡張工事には改めて舗装し直す計画をしているということもありましたが、それは用地交渉が難航して流れてしまった状況でありました。そして、そういうことで、道路の当該道路の修繕については、12月議会で補正予算を組んで、新たに公共事業の発注として行いますと、そういうことでありました。本議会にそのときに私もこの予算に問題があるというところで、反対の意思を表明をしたわけでありませう。ともあれ、このような一連の事情経過のもとに、市は平成23年1月21日、金曜日です、舗装を修繕する工事の入札を執行されました。設計価格は446万4,000円であると聞いております。このような状況で、私ども数人で地盤の沈下状況を調べました。そして、現場に参りまして、写真を入れております。現場は、皆さん知っておられるかと思ひますが、これ3枚ほど現場写真撮らせてもらいました。これも一緒です。それで、どういうふうなデータが出たかという、計測の方法としては、当該工事の施工部分で、道路中央部に近い境目と側溝に近い路肩部分の白線をゴムひも、白色で両側から引っ張り、その間にできた空間を、段差です、測定しました。結果は、マルナカ吉野店より、つまり当該現場では北側に位置するのですが、その施行区域の最北端を地点ゼロとして、その地点で段差の測定を行いました。すると5センチの段差が確認されました。次に、1メートルほど南へ移動しますと、約9センチの段差ができております。さらに、2メートル、3メートル地点においても、段差は9センチ確認されました。この辺からも、地盤の沈下がひどい箇所である、がくんとするというのはそのあたりだろうと思ひます。その辺からゼロ地点への移行する過程においてあることが、計測データからも裏づけられる結果となっております。さらに、7.5メートル付近では6センチの段差、そして10メートル、13メートル付近で4センチぐらいの段差ができていたわけでありませう。

それと、竣工、供用開始後の市側の対応の問題点と申しますか、以上の事実関係から抽出されます施工、使用開始後の市側の対応の問題点と申しましては、以下3つの問題点が指摘されると思ひます。

1つ目には、市民の苦情、要望に対する市側の対応についての問題。2点目に、地盤が

軟弱だから沈下してもやむを得ないと主張する問題と沈下した車道舗装部分については仮の舗装工事であったと言われておりますが、この問題もあります。

まず1番目の市民からの苦情、要望に対する市側の対応についての問題としてなんですけれども、市民からの苦情、直接市役所に寄せられた場合、阿波市として問題処理のためにしかるべき手続が規則、要綱レベルで整備されているのか、それとも整備されていないかが問題になるかと思われまます。また、今回の事案についてどのような手順で処理されたか、それとも市民からの苦情や要望をそのままにしていたのかということも問題として指摘されます。そういうことで、少なくとも苦情を申し入れた市民は、阿波市に無視されたと思っているようであります。

次に、2点目の問題点で、軟弱地盤であることを言われておりましたけれども、まずもって、地盤の軟弱性の主張は真実なのかが問題と指摘されると思うんです。もし、地盤が軟弱であれば、そもそも一体何を根拠に、基準にして、軟弱地盤であると認定し、主張しているのかであったかと思えます。また、どのような土質調査や土質試験を実施した結果、どの程度の地盤の軟弱性を示す数値が出たのかという2点の問題も残ろうかと思えます。それについてのデータの結果に説明を求めたいと思えます。

そして、3点目に、地盤の軟弱性を示す数値が出た後の対応として、どのような措置を市側として講じたのか、それも説明していただきたいと思えます。公共の交通に関する道路、軟弱性と知りながら、何ら手を打つことなく処置することなくそのまま施工させたこと、施行承認をしそして供用開始をしたというようなことはないとはいえるんですけれども、そのあたりのことも聞いておきたいと思えます。3番目の沈下した車道舗装部分については、仮舗装であったと主張する発言の問題が、私はこれは明らかに誤ったことだと言わざるを得ないと思えます。なぜなら、いかなる経過が後にあったとしても、それはそれとして、今、現に支障が生じている、あるいは不利益等の問題が発生していることの原因をまずは特定して、粛々と法令に従い、当面の支障等の問題を解決すべく速やかなる対応をとるべきではなかったと考えるからであります。しかも、工事が竣工、供用開始されて半年もたたないうちに車道舗装の沈下が起こっているわけですから、当然にその問題はその問題として粛々と法令に沿って処理されなければならなかった事案であると思えます。

次に、2つ目の質問に入りたいと思えます。

姥御前牛島線改良工事第1分割において、法令上の規定に基づいた施工管理及び検査、監督が実施され、なおかつ当該証拠写真も調整されて竣工承認がなされていたものであつ

たのかどうかということでもあります。ここに、こういうんを私ある人脈を通じていただいております。それを見たら、中に今出せなかった部分のもんも参考にもらっております。そういうことで、1つ目には、この工事内訳書を例にとってみたいと思います。例えば、上層路盤の項目を見ますと、上層路盤の全仕上がり厚さは10センチとなっています。これは要するにあらかじめ指定された路盤材量を10センチの厚みで仕上げることを意味しています。そうすると、業者による施工が規定どおりに仕上がっておるかどうかを公金を支出する発注者の市はチェックをして確認しておく必要があるわけでございますけれども、それをどうやっているのかが問題になります。一般的には、業者は仕上がり10センチの厚みとなるように路盤材量の敷きならしをし、それを締め固める、転圧というんですか、をしているところ、施工の状況写真とその仕上がりが確かに10センチの厚みであることを証明するために測点や変化点において管理しているところの写真、すなわち管理写真が工事関係書類の一つでもある、いわゆる工事写真の中におさめられている必要があるわけでありまして。なぜなら、私たちが納めたいろいろな公金が、税金も含めまして、請負業者に支払われるわけなんですから、きちんと設計図書のとおり施工がされているのかをチェック、確認するためには、当該写真が証拠書類として必要とされていることは当然のことです。もし、これらの写真が工事写真に存在せず、しかも工事完了後に道路が下がったり、陥没したりするなどの問題が発生したとなると、規定どおりの業者による施工や発注業者による検査、監督が十分なされていないことによるものであると強く推認できることになると言えるわけじゃないかなと思います。2点目の、同様のことは、盛り土であれば埋め戻しについても言えます。そして、土砂等の盛り土や埋め戻しには、法令上の規定もあります。これは、専門の方だったらみんなわかっておるとは思いますけれども、例えば徳島県土木監修の徳島県土木公共工事共通仕様書というのがあります。その中で、路床は各層ごとに締め固めながら逐次所定の高さまで盛り上げるものとし、1層の仕上がりは厚みは20センチ以下とするとか、埋め戻しの材料は工事に適合したものを使用しなければならない、また埋め戻し箇所は埋め戻し作業開始前に清掃し、各層ごとに十分に締め固めなければならないと規定されているわけでございます。そういうふうに、敷きならしやそして転圧の各状況写真と管理写真がとじられて存在しているのかどうかということもお聞きしておきたいと思っております。そういうことで、さらに初動部分に係る土工のいわゆる路床部分においては、プルーフローリングというんですか、段階確認が発注者側の監督員によって実施されなければならないはずであります。ましてや、軟弱地盤であると

阿波市のほうが言っておったわけですから、なおさらのことでないかと思います。もし、プルーフローリングの段階確認をされていて、沈下などが起こり、問題ありとなれば、そのときに適切な処置がなされているように、指示がなされていなければならない事案であったと考えられますが、事実はどうだったのか聞きたいと思います。プルーフローリングの段階確認が実施されていたならば、発注者側の監督員が写った段階確認の写真が工事関係書類として提出されているはずですが、その証拠写真としての段階確認写真は存在するかどうか。そして、プルーフローリング実施時に沈下等の異常が認められていれば、その対応策が提示されていなければならないはずでなかろうかと思います。そして、その対応策を検討するための資料を得る目的で実施する調査として、土質調査や土質検査が行われていなければならなかった事案ではなかったのかと思います。

そういうことで、2点目から3点目のほうに、もう一点移りたいと思います。

今回、改めてこういうふうなこの工事について、法令の規定に照らし、また公金の使途の観点からしても問題があるのではないかと私は思うわけであります。阿波市には、請負契約の当事者つまり発注者として、業者に対し、請負契約上の義務、責任を全うすることを求める立場にあることは言うまでもありません。そうしますと、竣工承認後、1年以内に問題が発生し、契約内容に合致しない事態となれば、瑕疵担保責任を追及する義務を行政は負っているはずであります。なぜなら、公金の支出がされているわけですから、公正、公平に対処しなければならない責務を究極的に行政は市民に対して負っているからであります。そこで、市のほうは、いつ一体だれがいつ、どの場所でいかなる認識のもとに請負施工業者に対する瑕疵担保責任を追及することなく、公金の無駄遣いになります。そして、改めて工事発注をしたのか、問題となると思います。そもそも、いかなる計画が後になったとしても、それはそれとして、今、現に支障が生じている、あるいは不利益等の問題が発生していることについての原因をまずは特定して、粛々と法令に従い、速やかに当面の支障等の問題を除去、解決すべきではなかったのではないかと思います。

以上のことで、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 池光議員の阿波市発注の公共工事に係る行財政運営のあり方についてということで、市全体の発注工事のあり方をどうとらえ、考えているのかということでございますが、公共工事の調達に当たりましては、平成12年に公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律、また平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律

が施行されたことを受けまして、阿波市においても入札制度、検査体制等の改善を図っているところでございます。

阿波市における公共工事の調達に当たっての手順等を説明いたします。

まず、各担当課におきまして、公共工事の調達案件について立案がなされます。その後、副市長を委員長とする建設工事審査会におきまして、発注方法、指名業者の選定等の審査を行います。この委員会では、発注方法として、指名競争入札、一般競争入札、あるいは総合評価方式などの発注方法についての審査、また指名競争入札では指名業者の選定方法、一般競争入札においては参加資格者などを審査しております。建設工事審査委員会での審査が終わりますと、防災対策課におきまして一括して入札事務を執行しております。この入札において、落札業者が決定すると、工事担当課に事務を引き継ぎ、落札業者と契約締結、工事の実施という運びになります。工事が完成しますと、請負額が200万円以上の工事につきましては、防災対策課において、竣工検査を実施し、200万円未満の工事については各担当課において検査員を指名し、検査を実施しているところでございます。今後も品質の確保や発注に当たっての透明性、競争性の向上や効率化、コスト削減を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 私が答弁をしてもらいたかったのは、建設部において答弁してもらいたかったんです。この2点、3点、4点を今、質問したわけなんですけれども、正直に答えてもらいたいんですよ。あの区間は恐らく予算が少ないし、予算が少ないと言ったら何ですけれども、舗装だけで簡素化してやったんだということであれば、検査とか今申し上げたこの2点、3点、4点ということができていなかったか、検査などできていたか、していたかということを知りたいんです。それだけなんです。正直に答えてください。できていなかったら、できていなかったでいいんですよ。

○議長（岩本雅雄君） 西村建設部次長。

○建設部次長（西村賢司君） 池光議員のご質問の中で、2点目、3点目、4点目といった点についてお答えしたいと思います。

まず、2点目の姥御前牛島停車場線の改良工事第1分割ですけれども、これにおける竣工と供用開始後の市の対応ということでございますけれども、この工事につきましては、平成21年9月1日に入札会を開催して、発注をいたしておる工事でございます。工事概

要を申し上げますと、請負金額が191万6,250円で、道路側溝をつけまして、道路の片側を拡幅するというふうな工事でございます。工期は、平成21年9月3日から平成21年10月29日で、施工延長が45.6メートル、工事内容は側溝が40.95メートル、集水ますが1カ所、道路の境界壁が3.6メートルと、それに対する舗装の復旧面積が60.2平方メートルの工事でありました。特に、ご質問いただいております舗装に関しましては、この工区は次年度に本舗装をするまでの舗装ということで考えておりました。仮舗装という意味ではございません。防じんとか穴あきを防止する程度、通行に支障を来さない程度の舗装の構成でございました。この工事におけるCBRの土質検査はやっておりません。次年度に本舗装をするまでの舗装であるというふうなことでございました。また、この舗装に対する工事費の占める割合は全体工事費の9%でございました。工事は、平成21年10月26日に、阿波市の工事検査基準に基づきまして竣工検査を実施いたしております。検査の結果は、設計書どおりに適正に施工されていると認めて、その後供用開始いたしております。供用を開始しましてから現在まで、1年4カ月になるんですけれども、通行に支障を来すような状況ではないというふうに考えております。

それから、ご質問の中でもありましたように、こういった市民からの苦情それから要望に対して、市はどういった対応をしているのかというふうなご質問ですけれども、まず一般的には、市民からの同類の修繕や改良の要望があったときには、その意見を聞きまして、すぐに現場のほうに出向きます。そして、現場の確認を行った後は、現場の状況の把握とそれから対応に対しての説明をやっております。ご質問の現場につきましても、議員とともに一緒に現場に出向きまして、状況の確認、それから議員にも現状の対応説明を何度もさせていただいた場所でございます。これが1点目のご質問ということにさせていただきます。

次に、本工事におきまして、法令上の規定に基づいた施工管理や検査、監督が実施されたものであったかというご質問ですけれども、この工事の施工におきましては、阿波市の公共工事標準請負契約約款に関する規則第10条第1項、第2項に基づきまして、請負業者から主任技術者1名、現場代理人1名、これは常駐でございます、それを置きまして、施工管理ができていっていると思っております。

次に、検査、監督につきましても、阿波市の公共工事標準請負契約約款に関する規則第9条の第1項及び2項に基づきまして、建設課の技術担当職員1名が工事期間中監督に努め、適正に検査、監督を実施いたしております。特に、ご質問の中にあります竣工検査に

つきましては、工事の完成を確認するための検査といたしまして、別に定めます阿波市工事検査規定、検査基準によりまして実施をいたしております。先ほど、いろいろご質問の中で、特にありました舗装厚の検査でございますけれども、これにつきましては、さきに議員にも公開をいたしました工事写真でもこの舗装厚の検査内容につきまして公開しておりますのでご確認されとると思います。それから、舗装につきましては、コア抜き検査というふうなのがございます。舗装厚を検査するんですけれども、このご質問の工事につきましては、舗装面積が60平米ということで、コア抜きによる検査は500平方メートル未満につきましては必要ないというふうな検査基準がございます。そういったことで、本工事につきましては、コア抜き検査はやらずに、工事中写真によりまして舗装厚が適正になっているかどうかを検査いたしております。

次に、4点目のご質問であります、今回改めてこの区間につきまして、平成23年1月21日に入札しております工事、姥御前牛島線舗装修繕工事というのが発注しているということで、この工事が税金の使途等から問題があるんじゃないかというふうなご質問ですけれども、この姥御前牛島停車場線は、西条大橋から北へ向かいまして、県道を使いまして、北の鳴門池田線までを結ぶ、吉野町では南北を結ぶ大変重要な幹線道路であります。今回の舗装修繕工事は、21年度に地権者の了解が得られて、得られた部分だけを部分拡幅した箇所が2カ所あります。その2カ所と先ほどもご質問にありました平成22年度に量販店を移転しまして、拡幅する箇所、これを合わせまして、本年度中に全面舗装をするというふうな計画でございました。しかしながら、地権者との用地交渉が難航いたしまして、その量販店の部分につきましては改良するのに断念をしたわけでございます。それで、今回の工事は平成21年度に部分拡幅した2カ所の区間についてのみ、計画どおりに本舗装をするというふうな整備でございます。本年度の1月21日に入札しまして、発注しました舗装工事の根拠につきましては、CBR土質検査を行いまして、それに基づいた舗装構成を決定いたしております。今回の舗装修繕工事につきましては、下層路盤が15センチ、上層路盤10センチ、舗装厚10センチ、施工延長が66メートル、道路幅員が7.3メートル、舗装面積が487平方メートルであります。これはCBR検査に基づいて、このような舗装構成をするというふうな結果に基づいた舗装構成でございます。工期は3月15日となっております。今回の工事は、前年度に部分拡幅し、舗装復旧した部分ともとの道路部分とを全面舗装するものでありまして、地域の主要な幹線道路としての安全な通行をするためには必要である施行と考えております。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） もうこれで3回目になろうかと思しますので、この問題につきましては、現場密度試験及びコア抜き抜き取り試験についてと題する項目があるわけなんですけれども、1番目には500平方メートル未満については原則として実施しなくてよいがと、書類により確認できない場合には監督員の指示により、路盤においては1カ所において現場密度試験を実施し締め固めを確認すること。アスファルト舗装については、監督員の指示により、1個の供試体を抜き取り、厚さ確認を行い、締め固めアスファルトの抽出及びふるい分け試験を実施すると。以上、この記述において、書類等により確認できない場合には、監督員の指示により実施確認することとあります。これは、監督員の自由裁量ではなく、検査、監督の職責、あるいは使命を全うする意味においては、必要的実施事項であるはずで。ちなみに、県における検査については、車道ではなく、自歩道工事ですら、講習に舗装工があり、さきに紹介した種別、細目の規定があれば、基本的には500平方未満であっても現場密度試験は行われている、またコア抜き抜き取りも行われているのであります。さらに、プルーフローリングも段階確認としてきちんと行われていると言われているわけなんです。そういうことで、説明もいろいろ課長のほうから起きたけれども、この500平方メートルですか、これ以内じゃったら検査せんでええというようなことでなかったかと思えます。それで、9月のときに課長が答弁していただいんですけども、改良工事で道路側溝を改良しておると、それで本来であれば、ことしか来年ぐらい、舗装を全部めくって、下層路盤からやりかえんと路盤がもたないということで、今、擁壁等をした後の仮復旧という形で置いておるという状況でありますと、あそこは何回も東側も西側もちょこちょこ工事を出しておりますので、最終的に全部舗装をめくって下層路盤から入れかえせなんだら下層がもたないという見解でございます。路盤が軟弱なという意味にとれるわけです。これも問題点として残っておると思えます。

それから、3つ目にこういうことを答弁していただいております。瑕疵担保というのがございまして、1年以内、故意とか重大な過失があれば10年以内、という補修の義務がかかっております。そういう意味で、今後とも工事の竣工検査等が終わりましても、状態が悪いようであれば、業者に瑕疵担保で修繕の請求をしていきたいというふうに考えております、とそういうふうな答弁していただいております。しかしながら、その陥没したところは、二重になるからもったいないと、無駄になると、そういうようなことだったと

思うんですが、これは工事が金額多い、少ないにかかわらず、きちっとした対応をしないと市民の皆さん方は納得しないと思います。そういうことで、そういうマルナカ店のところは用地が難航して、またことし大きな予算をかけて直すという、私はあそこは修繕すれば十分にいける道路だと思います。ほかに、傷んだところは市内にはいっぱいございます。そういうことで、私は今すべての答弁において不十分であったかというように思います。時間の関係上、後日再度質疑を尽くしてまいりたいと思います。これは、これで結構でございます。

時間いけますか。

○議長（岩本雅雄君） あと5分35秒あります。

○14番（池光正男君） ほな、庁舎のほうに移ってまいります。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 新庁舎建設についてでございますけれども、新庁舎本体工事以外、建物、道路、周辺どれぐらいの費用がかかるか、全体の総予算計画を考えているのか、ほかの議員の質問もありましたので、端的に答えていただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 池光議員の新庁舎建設についての全体の総予算計画はどれぐらい考えているのかということでございます。

端的に申し上げます。原田議員並びに松永議員、いろいろの議員の昨日ときょう答弁させていただきました。全体事業費で、設計ベースで50億円から55億円を考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩本雅雄君） 池光正男君。

要するに、市民の皆さん方が知りたいというのはこの総額でありまして、市民の負担がどれぐらいかかるか、ここら辺のところが一番市民が知りたかった部分であります。50億円から60億円かかると言われましたけれども、箱物がどんどん周辺にふえているのが将来像になってくると私は思います。今まで、ころころ総予算が変わってくるから、最終的には何ぼぐらいになるのかなと、私、市民の皆さんに聞かれたら、検討だけれども、このままいったら100億円ぐらい要るんちゃうのかなと、そう言うても不思議でないかと思えますと言うたんは、そんなにかかるんですかということで、莫大な予算を使って市民負担なしというわけにはいかないでしょう、心配されることがいっぱい、私は本当にこ

ういうことであきれております。新庁舎建設には将来的に多くの問題を残す、こういうことについては私は大反対であります。もう答弁は結構です。これで終わりたいと思います。

それから、最後になりましたけれども、ことし退職される方、大変長年ご苦労さまでございます。敬意を表したいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（岩本雅雄君） これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

お願いを申し上げておきます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時01分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番稲岡正一君の一般質問を許可いたします。

稲岡正一君。

○19番（稲岡正一君） それでは、議長の許可をいただきましたので、19番稲岡正一、一般質問をさせていただきます。

きょうは、最後の一般質問になります。本来でしたらあすということで、もう少し頭の中に質問内容を入れ込んで質問をさせていただけたらいいなと思っただけなんですけれども、議長が急遽きょう稲岡やれというような命を受けましたので、私の思いのままを質問させていただけたらと思います。

今、皆さんもご承知のように、国政は非常に混乱をいたしております。自民党、民主党問わず、政党に対して飽き飽きしとると、政治に対して信頼感がない、そのようなことが日本の国民の中に渦巻いて、非常に困難な時代を日本は迎えておるんじゃないかと思えます。特に、菅総理は発言の中で、私は有言実行、言ったこと必ずやるんだと、大きなふるしきを言わないのに、広げ過ぎて、結局国民の皆さんから大変なひんしゅくを買っております。

さて、政治はやはり何ととっても、民主党のための国民のために、あるいは自民党にしてもそうなんですけども、国家国民のことをしっかり考えて、国民の幸せと国家の発展の

ために命がけでするのが政治の役割だと思っております。そういう気迫に乏しい政治家が国政を担っておるからこそ、国民が政治を見放しておるんじゃないかというように、私は感じてなりません。それらを阿波市に当てますと、菅さんは有言実行、じゃあ野崎市長はどんな人かなあと、私は野崎市長をこの2年間静かに見てきました。あの方は、不言実行、言わなくても必ず実行する、そして強い信念と決断と実行力を持って行政を進めていくという、そのような強い信念を持っておられると、ただやみくもに決断をするのではなくて、決断するまでには非常に緻密に考えて、そして何度も何度も現場に足を運んで、そして最終的に決断したことはどのような困難があろうとも実行していくんだと、その強い市長の行政の手腕に対して、私たち議会も大方の皆さんが高く評価をされておるんじゃないかと私は感じております。また今回、いろんな議員から一般質問をされております。それぞれの立場で、賛成、反対、あったらどうかと思います。それはそれで、私は結構だと思いますが、大きな問題はこれからの阿波市の基盤づくり、5年先、10年先、あるいは20年先考えたときに、この26年度末に切れる特例債の期限内に、有効的にその資金を使って阿波市の基盤づくりをしたいと、そのような強い姿勢で市長は望まれておるんじゃないかと私は感じてなりません。そして、総務部長の藤井さんのほうからもお話がありましたけれども、先ほども同僚議員の質問の中でも、約50億円なり55億円かかると、しかし特例債を使えばその財政的な負担は約1%前後の負担、公債費率の負担は悪くなる程度で、大きく阿波市の財政基盤を揺るがすような、そのようなことでは決してないと。そして、先ほどのお話にもありましたけれども、この大きな工事をしても、年間に、今、吉野、土成、市場、阿波と、分散した行政執行によって非常に経費のロスが生じておるといようなことで、これらが庁舎が完成すれば約1億6,600万円程度の財政的な効果を生むんじゃないかというようなことは、藤井部長のほうからもお話を伺って、議員の皆さんもよくおわかりのことだと思えます。そして、この20年間で、特例債を払っていく金額、一般財源に必要な金は年間に8,800万円程度、そうすると経費の財政的な効果を差し引きすると7,700万円余のまだプラスになると、それだけの事業をしても。そういうようなことを総務部長のほうからお聞きして、それらが市民の皆さん、あるいは今回も議員の皆さんから随分いろんな質問あり、心配なされるのは結構だと思うんです、それはいろんな立場で、しかしこの数字を見る限り反対する理由は何らない、私はそう思えてならないんです。そして、特例債という26年度末までにしなきゃいけない、合併後10年間にしなきゃいけない期間内に、阿波市の5年、10年、20年先の社会基盤を整備する

ということは、極めてこれからの阿波市の発展、特に若い人の夢だとか希望だとか、あるいは郡をまたいで合併でなかなか職員間でも、あるいは私たち議員の間でも、心を一つにすることはなかなか6年を迎えた今日にでも難しい、本当に庁舎ができることによって、初めて合併の効果なり、あるいはそれぞれの心に地域性があったのが一つになってくるんじゃないかと、そういうような効果も考えたときに、私はこれは強力で今の予定どおり進めていただいて、そして阿波市の将来の若い人が夢と希望を持てるような、そして阿波市に暮らしてよかったな、阿波市に暮らしてみたいな、そんなすばらしい阿波市づくりのために私はぜひとも必要であると思いますので、副市長今おいでますが、簡単で結構ですけども、今の計画どおり強力で推進するのか、しないのか、いかなる困難があっても進めていくんだという、決意のほどだけご答弁になっていただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 三宅副市長。

○副市長（三宅祥寿君） ただいま、稲岡議員から決意のほどをというご質問でございます。

この庁舎がもたらす大きな効果というのは、たびたび市長が申し上げてきたことでございます。私も市長とともに、この市政運営に携わらせていただきまして、本当に、今これをぜひとも進めたいという思いで、ずっと市長とともに進んでまいりました。いろいろなこれから進めるに当たっての課題等ではありますが、どういう支障があってもそれを乗り越えて市民のためにこの期間内で新しい庁舎をしっかりとつくり上げてまいりたいと考えております。

○議長（岩本雅雄君） 稲岡正一君。

○19番（稲岡正一君） ただいま三宅副市長のほうから力強い推進をしていきたいというようなお言葉がございました。どうか、そのような気持ちでぜひ実行をしていただきたいと思います。この項につきましては、私も議員の同僚議員からいろんな質問がありましたから、多くを申しません。今の副市長のお言葉だけで答弁いただいて結構だと思います。

次に移りたいと思います。

次は、住宅問題なんですけれども、阿波市には1,053戸の住宅がございます。しかし、もう古い住宅がかなりあります。私、この今、正木同僚の議員からもお話がございましたが、阿波市住宅ストック総合活用計画出てますね、これ少し目を通させていただきました。非常に緻密な計画、あるいは現場それぞれの旧4町ごとの問題点あるいは実情等を

把握して、そして今後の進め方に生かしたいということが、議員の皆さんも恐らく読まれ  
とると思う。これ読まれたら非常によく緻密にできると思います。そこで、住宅の中  
で、40年以上経過しとる住宅、吉野町には3棟で133戸、土成町では2団地で43  
戸、市場町では6団地で37戸、それから阿波町では3団地で56戸というように、40  
年以上過ぎた住宅が265戸あります。これらは、耐震するにしても、なかなかできない  
ような住宅でないかと、古い住宅ですから、昭和40年代に建った、昭和46年以降に建  
った住宅で、40年以上経過をしておると。もう一つ、30年以上、昭和47年から56  
年に建った住宅が、吉野町では8団地182戸、土成町はございませぬ、市場町は20団  
地で242戸、阿波町は22団地で274戸、698戸であります。少なくとも、古い順  
に、40年以上たった住宅の改修、それらも考えてこの計画の中ではされておると思いま  
すけれども、あるいはまた30年以上経過したものと、それらをぜひ実行に私は移してい  
ただきたいと、そのように考えております。今回の新しい目玉予算、新年度の23年度の  
予算でも、学校の耐震だとか、これ随分力入ってますね、吉野から始まって阿波町、市場  
もあるいはプールとか、随分学校関係、教育関係の予算、随分、私、力入れてしてるな  
あと、また新しい事業にも取り組んでおるなあというような感じをいたしております。今、  
阿波市で一番考えなきゃいけないのは、合併当時の人口は4万2,717人でした。21  
年度の人口は4万1,311人、自然減といいましょうか、出生と死亡、これは子供さん  
をつくるのは約250人前後、細かく数字を言えば、出生が、赤ちゃんをつくられたのは  
17年は258人、18年は278人、19年は252人、20年は267人、21年は  
247人、1,302人の赤ちゃんが生まれております。そして、死亡されたのは、平成  
17年は535人、18年は511人、19年は543人、20年度は512人、21年  
度は501人、トータルしましたら、約出生と死亡、この5年間で1,300人自然減を  
いたしております。これは、今の高齢化社会とかあるいは少子・高齢者社会の中でやむを  
得ない部分があるんでないかと思えます、これは全国的なことですから、それはそれでい  
いと思うんですが、私が言いたいのは、転入と転出、これはその市の魅力なり、あるいは  
居住関係なり、あるいは働く場所、いろんなことがあると思うんですが、これは非常に行  
政として努力しなきゃいけない部分が私はあるんでないかと思えます。そういうふうな意  
味で17年度の転入は898人、転出は982人、18年度は転入が899人、転出が  
1,045人、19年度は転入が917人、転出が1,018人、20年度は転入が82  
3人、転出が1,036人、21年度は転入が859人そして転出が899人と、約この

5年間で584人、転入と転出のバランスを欠いております。これらは、行政努力によって、かなり流出を食い止めることが私はできるんじゃないかと。その一つとして、子育て支援なり、あるいは学校の耐震、あるいはまた道路の整備なり、あるいは今度計画されております住宅問題等が完備すれば、それらも改善に私はつながっていくんじゃないかと思いますが、この計画の中で、私少し読ませていただいて気にかかるのは、旧住宅のところへ建設しようかというような計画ですね、主が。私が言いたいのは、この新しい庁舎ができたなら、旧4町の旧なる庁舎は非常に面積があくと思うんです。それらを活用するというようなことも考えてもいいんじゃないかなと。例えば、この阿波市、本庁今のこの本庁は、1万2,411平米、約1町2反余りあると。市場は6,192平米、土成は6,541平米、吉野は4,647平米あります。これらを新しい庁舎ができたなら、私は要らなくなったら、その活用をこの住宅のことも頭の中に入れて考えたらどうかなと、私は思っておりますが、それら等にこの計画どおり、今ある住宅の中に建設するのか、あるいは私が今申し上げたことも検討の材料に入れていただけるのか、それらの点についてご答弁を願いたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 西村建設部次長。

○建設部次長（西村賢司君） 稲岡議員の一般質問に答弁させていただきます。

2点目の住宅の改良についてということで、大きく2点のご質問があったと思います。まず1点目で、阿波市には1,053戸の住宅があるが、それらの改良についてどのような計画があるかということでございます。

市町村合併や社会、経済情勢の変化によりまして、住宅の生活を取り巻く環境が大きく変化してきております。市営住宅の今後の必要となる施策、その実現化の方針に基づきまして、阿波市の総合計画等の上位計画との整合を図りながら、中・長期的な施策の目標となる、先ほど議員がお示ししていただいた阿波市営住宅のストック総合活用計画というのを本年度に策定いたしました。この計画期間を平成23年から32年の10年間といたしております。市営住宅の長寿命化によるコストの削減を目的とした市営住宅の長寿命化計画を兼ねたものとしております。この計画の検討に当たりましては、策定委員会を設置いたしまして、1、現状の確認、2番目といたしまして、課題の把握、3、基本的な方針の決定……

（19番稲岡正一君「ほんなこと聞きよらせん。そういうのを庁舎跡利用するんかせん、もうあんたの長い話の」と呼ぶ）

わかりました。ちょっと内容だけ、先申し上げさせて……

(19番稲岡正一君「もう要らん、要らん。使うのか使わないのか。ほいで、検討材料に値するのか、しないのか。ほれだけ答えてくれたら、イエスノーで。あんた、イエスノーで答えるのが一番よろしい」と呼ぶ)

計画につきましては、ストック活用計画の計画書のほうで、議員のほうにこの議会でお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それで、今、ご質問いただいた、具体的にその新しい住宅を建てかえた場合の予定地でございますけれども、これにつきましては、ストック活用計画の中でも、建てかえをする団地というのは4団地、206戸となっております。これらの建設地につきましては、計画の中にもあるんですけれども、住宅につきましても集約化を図るということで、今、団地が何団地もあいてまいります。原則としましては、現状の住宅用地を利用して建てかえをするというふうな計画にいたしております。しかし、今、議員がご質問にありましたように、これはあくまでも計画の中でございますので、今後、町政の建設予定地、旧町の調査につきましてはの予定地、あいたところにつきましてはのそういったところの利用につきましても、検討していきたいというふうに考えております。この2点でよろしいですかね。

(19番稲岡正一君「もうよろしい」と呼ぶ)

以上とさせていただきます。

○議長(岩本雅雄君) 稲岡正一君。

○19番(稲岡正一君) 西村次長から話いただきましたけども、この計画、案、見させていただいたら、来年度24年度から着工になってますね。24年度、何ぼ着工するんですか。この計画の中で、私のほうが言います、わかりましたから。この計画の中では、24年度は90戸、25年度は62戸、26年度は37戸、27年度は55戸、28年度は66戸、29年度は32戸、合計342戸になってますね。これ2戸ほどちょっと計算違いがミスか何か知りませんがありますけれども、この裏表の中で。これは、総務部長、このような計画で進めていただけるんですか。重い返事をひとつ。

○議長(岩本雅雄君) 暫時休憩いたします。

午後4時44分 休憩

午後4時45分 再開

○議長(岩本雅雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井総務部長。

○総務部長（藤井正助君） 稲岡議員の公営住宅のストック計画についてでございます。今後、冒頭で申し上げましたように、23年から32年の間で、10年間でこの目標を達成するというところでございます。今後の事業の進め方につきましては、平成23年度において、国への事業採択申請や実施計画等の協議を進めていくということでございます。それによって、今後、国の予算等との絡みもございまして、補助金を活用せなったらこの事業っていうのはやっぱり市の負担が大きくてできん事業でございますので、先ほど申し上げましたように、平成23年度で国のほうへ事業の申請を行って、それから計画を立ててやっていくということでございまして、あくまでもこのストック計画ちゅうんは、計画でございまして、国の計画によりまして、内容変更は変わってまいりますけれども、最終的には10年間においてこの計画をやっていきたいということでございますので、ちょっとわかりにくい答弁かわかりませんがご理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 稲岡正一君。

○19番（稲岡正一君） ただいま総務部長からご説明をいただきました。これだけ、立派な計画案が私たちに1冊の本で示されたら、恐らく理事者はこういう計画を持って、こういうスケジュールで進むんだなというように思うのは当然だと思います。そういうようなことをこの中に示しておるのではないかと思ったから私が質問したんですけれども、賢明な藤井部長のことですから余り私が言うのも気の毒ですが、一応これだけの計画が、立派なもののできたんですから、100%とは私は言いません、しかしこれに近いぐらいの完成で、ぜひそのぐらいの意気込みで、私はしていただきたい。というのは、今、本当に生活環境の悪い40年もあるいは30年以上もたった住宅で、市民の方が暮らしていると、いつ地震があったら一番につぶれてしまうかもわからないというような状態でないかと思うんですよね。そういうような意味からいっても、安心して暮らせるような住宅を市営住宅として供給するのは、やっぱり私は行政の責任でないかというように思いますので、これに書いとるから何が何でも100%しなさいということは言いませんが、せっかくいい計画案ができとんですから、この計画書に基づいて7割でも8割でもあるいは9割でも総合との実現できるように全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、あとの3番目の耐震も含まれておるんですけども、市営住宅の耐震というのはどのぐらい進んどんですか。あるいは、これからどういうふうに進めるおつもりなのか。もちろん学校関係を最優先して耐震しよることは私にも理解ができます。また、23年度の

予算の中でも大きな金額をしております。これは何よりも子供は家庭の宝であり、世の中の宝ですから、それらに万が一地震が起こったときに不幸なことがあっては大変ですから、それらを最優先にすることは多くの方が理解のできることでないかと思いますが、それらができた時点で、住宅の問題についても、市営住宅として入っている以上は、耐震についても市のほうで、行政のほうで責任を持って、私はある程度考えてする必要があるんでないかと思いますが、その点はどの程度進んでおるのか、また今後どういうふうに進めるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） 西村建設部次長。

○建設部次長（西村賢司君） 稲岡議員のご質問で、市営住宅の耐震化率についてどうなっているのかと、また今後どのように進められるのかということでお答えしたいと思いません。

市営住宅の耐震化対策につきましては、建築年との関係が大きく、耐震基準を満たしている昭和56年以降の建築の市営住宅は123戸であります。全体の12%であります。また、56年以前に建築された住宅の中で、箸供養団地4階建て、それから市場団地4階建て、大野島団地4階建て、東川原団地の3階建ての中層の4団地、この4団地126戸については耐震診断を平成19年度に終えました。それから、平成20年度には、簡易耐火構造2階建て、これは耐用年数が45年ですけれども、これの16団地194戸を耐震診断を実施しております。結果につきましては、それぞれ耐震性を満たすと、耐震性を満たしておりますという適用判定を受け、安全性が確認されております。

それから、またこれ以外の未診断の住宅が610戸あります。この610戸は、全戸数の57%に当たるんですけれども、このほとんどが簡易耐火構造平家建てといった構造でありまして、既に耐用年数の30年を超えております。ということで、現在は診断を行っておりませんが、耐震基準には課題があるというふうに思っております。このことから、これらの対策としましては、先ほどの住宅ストック総合活用計画の中でありまして集約化による建てかえ事業や用途廃止、これを年次的に進めて、こういったことで対応していきたいというふうに考えております。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（岩本雅雄君） 稲岡正一君に申し上げます。最後の質問になります。質問漏れのないようお願いいたします。

稲岡正一君。

○19番（稲岡正一君） 最後ですね。

○議長（岩本雅雄君） 最後です。まとめてください。

○19番（稲岡正一君） 質問させていただきます。

西村次長からお答えをいただきました。ようわかったようで、ようわかりません。もう少し、この何年度に建設したものについては、どのぐらいの目標を持って耐震をしたいとか、あるいは改修をしたいとかというような、はっきりした明快な答弁をいただきたいかなと思います。議長からもこちらでおけということでございますので、おきたいと思います。ぜひ市民の大切な命を預かっておる市営住宅でございますから、できるだけ学校関係の優先順位の耐震がすんだら、そこらにも心を配ってぜひしていただきたいなど、もちろん財政が伴うことですからなかなか一発ではできんことも私もよく承知をいたしておりますが、そのような努力をしていただきたいと。

最後になりましたが、もうこの議会で、今回退職なさる方が20数名おいでることですが、非常に公務員として長年の間、大変な市勢発展のためにご尽力をいただいたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。これからも健康に留意をされまして、ぜひ阿波市発展のため、あるいはいろんな形で行政にもアドバイスをさせていただいたら大変ありがたいと考えておりますので、皆さん方のこれからのご健康とご多幸を心からお祈りを申し上げたいと思います。また、副市長につきましては、私たちに当初、非常に困難な時期に、阿波市に県からお越しをいただきまして、非常に議員の皆さんから高い評価を私はされておるんでないかと、特に副市長にぴったりの言葉は何かと私きょう考えました。だれから見てもまじめだなど、本当にまじめな方だなど、そして本当はよく頭の中に実情を把握してそして行政に当たっておるなど。特に、市民の皆さんからはなかなか目につかないこともあったかと思いますが、出先機関のし尿処理だとか、あるいは火葬場だとか、ごみだとか、消防だとか、各関係町村の調整役、本当に精力的にして、やっとなら連携がうまくいきかけておるんでないかというように私は感じております。どうか、あと何日阿波市におっていただけるのかは知りませんが、おる間ベストを尽くして、野崎市長を支えて、全力的に取り組んでいただきたい、また県へ帰ることがありましたら、徳島県の発展のため、あるいは阿波市に関係する事業なんかがあったら、またお力添えをいただけたら大変ありがたいと考えております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（岩本雅雄君） これで19番稲岡正一君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後4時56分 休憩

午後4時58分 再開

○議長（岩本雅雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議事に都合により、議案第3号から議案第68号までの質疑・付託を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第68号までの質疑・付託を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 議案第 3号 平成22年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

議案第 4号 平成22年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第 5号 平成22年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第 6号 平成22年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第 7号 平成22年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第 8号 平成23年度阿波市一般会計予算について

議案第 9号 平成23年度阿波市御所財産区特別会計予算について

議案第10号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

議案第11号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第12号 平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第13号 平成23年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別

会計予算について

- 議案第14号 平成23年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について
- 議案第15号 平成23年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 議案第16号 平成23年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算
について
- 議案第17号 平成23年度阿波市水道事業会計予算について
- 議案第18号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ
いて
- 議案第19号 阿波市観光施設整備基金条例の制定について
- 議案第20号 阿波市国土利用計画審議会条例の制定について
- 議案第21号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第23号 阿波市体育施設条例の一部改正について
- 議案第24号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第25号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第26号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 議案第27号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 議案第28号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第29号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 議案第30号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 議案第31号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 議案第32号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 議案第33号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第34号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 議案第35号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 議案第36号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 議案第37号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 議案第38号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について

- 議案第39号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 議案第40号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 議案第41号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 議案第42号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 議案第43号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第44号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第45号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第46号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 議案第47号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第48号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 議案第49号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第50号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 議案第51号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第52号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第53号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第54号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第55号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 議案第56号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 議案第57号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第58号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第59号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第60号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について

ついて

議案第61号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定
について

議案第62号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて

議案第63号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について

議案第64号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定につ
いて

議案第65号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて

議案第66号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定
について

議案第67号 阿波市道路線の認定について

議案第68号 阿波市道路線の変更について

○議長（岩本雅雄君） 追加日程第1、議案第3号から議案第68号までを一括議題といた
します。

これより質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたし
ます。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第68号までについては、会議規則
第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ
所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第1回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を
開会され、付託案件について審議されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩本雅雄君） 異議なしと認めます。よって、9日は休会とすることに決定いた
しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

10日午前10時より総務常任委員会、14日午後1時より産業建設常任委員会、15日午前10時より文教厚生常任委員会です。

なお、次回本会議は、3月18日午前10時再開といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後5時00分 散会